							II	I	
са ⁽⁴	a	(2) c 洪	(1) a 筑	2 諸	a (2) (1) a 気地	1自	地	概	
学家離村(向都離村)	徐氏z 野り J寸 Ella くてて 「 になり J 引 J)	台と	水屋集落	地 域	四季の変化と生活	然 環 境	諸	說	
ь	ь	d	b		b				
土地利用	養父扇状地の集落	条里集落	開発と治水		水害と干害	л	力·		

鳥 栖 市 史 目 次 **<表紙題字**

c 漢部郷の造兵所 売 b 仮 五 王 c 漢部郷の造兵所 売 b 五 王 c 住居と集落 売 101 d 用 具 c 住居と集落 101 d 用 具 古代国家の発展 古代国家の発展 11 力 大 本 古代国家の発展 11 力 大 本 上	2 (5) c a (4) c a 古墳 c a 古墳 交 佳 查 葉 類	2 古代国	c a 内部 C 和	a (2) a 大化	3) c 律令量	a	c 大	(3) 律令制	a 肥	c 鳥掘	e 産業
db bdb bfdb b	所 侵出	家の発展	摇二	めの伝来	『家の確立	江の都	律 令	下の鳥栖地方	国		
(例 五 王			ь	b	d	b			b	d	
五 王			磐 拌 :	聖徳	大字				鳥栖	軍	
がと	文五		の反乱・	太子の敬	府と基礎	の			地方の那	備:	
三言元 元士三三 二言 云 豆豆之类 造	王			欧治							

1	2 田代地	1 戦国期の	VI 田代領	(5) (3) (1) 豊 龍 造	6 戦 乱	(4) (2) a 征 で 応 南	(1) 鳥栖	5 南北部	(3) (1) 小 南 北	4 鳥栖地	(3) c 鎮西字
地域の太岩倹也		の田代地域	田代領の政治と経済 (前 期)	労吉の全国統一	の時代	題今川了俊	鳥栖地方の政治的地位	展	小 領 主 の 闘 争	鳥栖地方の南北朝合戦	鎮西探題と土々呂木氏
				(4) (2)		(3) b			(2)		
	_			荘 園 制の 崩壊 三鳥栖地方と筑紫氏 三		荘 園 制の 動揺			合戦と恩賞		
-			Æ.	<u>6</u>	九 3	至五至至	<u> </u>	2 3	岩	薑	Oct

a	3 2 1) 鳥栖地岩	(2) 地頭御家人 a 曽 袮 崎 に 鳥栖地方の	1 鎌倉幕府の	中 a 神	(3) c a 神 社 武 平	(2) a 荘園の 田村園の	3 古代国
元	御家展	地頭御家人の生活――藤木氏の娘とその継母曽 袮 崎 氏 闘鳥栖地方の地頭御家人	府の成立	世	社と仏教文化]三武家社会への胎動]三式家社会への胎動]三平安時代の肥前国の政情	方政治の乱れ	古代国家の衰微
ь		b		b	b	ъ	
元寇の恩賞		綾部氏		仏教文化	農民の困窮	鳥栖地方の荘園	
云 丟	兲 轰	三元三	<u> </u>	夏春	美 三	三三 등	흥

	3	(5) (3) (1)	2 (1)	1	VII	(5) (3) (1)	13	(2)	
	宝暦期	奉町延	延亭島	畠田	代		田4	級 郷	i g
	期に	公 互 _	• H	`	領の	銀度	領	村里	町商
	におい	への 微 一	宝町取	隠田畠	政	借銀借米の	にお	の質	町方の機
in the control of	ける	増 状加 態 揆	期締り	畠の	の政治と経	借銀借米の相対化 世銀借米の進行	田代領における享保期	状況	町方の機能商売免札と諸営業
经辛选百	領政		おけ	取締	経	化.	字に	況 進行	韶営業
E I	領政改革		る :	かり	済	: 1 ¹	保期	17	: 莱
	平:		領民		(後 ##		の改		
			の :		期.		改革		
	i		困窮化						
		: : : = = =	: : :			: : :			
		景 景 景	责			퉃 듯 풋		三	훗 릇
		(4) (2)	(2)			(6) (4) (2)		1	j h
		人鄉	隠			改 用 改		農	牛人;
		村衰微の	田島			改正に対する		* 4271	馬口商機
		変の	の摘			改正に対する農民の要求用銀に関する改革改 革 の 実 施		の種類	頭 構数 成分
		進動行	. 発			る改施		類	
						民 革 :			
						要::			
Ξ.	: =	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	: : = =	: =	:	: : :	: :		
7	\sim	를 풏	弄	壼	壼	를 퉃 클	二二五		를 들 를

	(1) 法令、年貢、人口など	12 享保初期における田代領	11 園部村、再び対馬藩領となる	10 元禄期田代領と本藩との財政上の関係	① 定免制の確立過程 六一 ② 定免制の内容	9 定免制の実施	村の 貢 租 一元 一元 一元 一元 一元	8 延宝、天和期の貢租制度	a 寛文延宝期における貢租量 三 b 田代領の延宝改革…		7 対馬審の寛文改革と田代領	す事等の もこても 一つなりの検科:	·····	Ξ	5 柳川事件と園部村所属の変遷	4 田代領の慶長検地
宗門收のこと					免制の		•	***************************************	田代領の延宝改革				田代領の支配機構			
를 :	<u>=</u>	흥		긆	云	云	듗	云	三語	三三	긆		· : :::::::::::::::::::::::::::::::::::	=	÷ <u>=</u>	=

2	(0) (3)	1	X	5	4	3	2	1	IX	(4)	4	3	2
	③ 佐賀の乱と鳥栖地方 六回① 廃藩置県と戸籍編成 六回	新しい地方行政の実施	鳥栖地方の明治維新	天保改革と鳥栖地方	中期における藩制の展開	農民生活の窮乏と享保飢饉	開発の進展と農村支配体制	佐賀藩の成立と轟木御番所	佐賀藩領の通史	① 売薬渡世の発覚 三六	田代領における売薬業	田代の藩学と広瀬淡窓	藩校東明館
	(2)									(2)			
	過渡期の大区・小区制									売薬業の成立・定着			
<u> </u>	~	公	公	吾	吾品	忢	轰	臺	臺	蓋	吾	五四	五三

(4)	1	ш	/ws /=s /:s	1	6		5			4
(1)	田	田 代	(5) (3) (1)	(1) III	淶	(3) (1)	曾 (4)) (8 a	3) (1)	(5)
田代の俳壇	代	1領の文化と売薬	ロシャの対馬侵略への対応	山仕法と日田商人田代領の用達商人	藩札の発行と田代用達商人	借銀借米の統制微 租 法 の 改 正	寛政期の貢租制度と郷村 奉公人の賃金統制	改革の基調	村の状	宝暦末・天明期の郷村の状況と諸改革 … 庄 屋 給 改 正
			咒 罩 (4) (2)	署(2)		問 完 (A) (a)	豐	=	 表	売
	······································		幕末期における田代領の地主制田代銀会所・生蠟会所と日田商人	藩 札 の 発 行		(4) 未納差延米の強制徴収(2) 郷村、町方の状況	(5) 天明期の皿山仕法計画	郷村町方に関する改革	②安永期における改革	(6) 徴税法の改革
超の語	三0年	至0章	咒 咒	25 25	四毛	四四四		뜰 뜰	뜻	秃 壹

XV							XIV					$X \coprod$	
-Lil-	6	5	4	3	2	1	00		3	2	1	414	
地場産業と巨大資本の進出	明治後期の村財政	国民教育の展開	明治中期の村財政	鳥栖地方五ヵ村の発足	寄生地主制の確立 起一	明治国家と「市制町村制」 芝	明治国家の確立と鳥栖地域 芝	③ 産米改良と寄生地主	水田農業の発展 超	鉄道開通による産業上の影響	鳥栖・田代駅の開設過程三	鉄道開通と鳥栖町の成立 三	

	•			
XIX	X 恐慌・戦時下の鳥栖地方	2 発端・農民組合の結成	1 大正デモクラシーの息吹き	1 製蠟事業および植栽培の推移
改	<u> </u>	会 会	숲 술 축 슢	열 <u> </u>

.

		XX
" " (明台以条)	1 農業発展の諸問題	(2) 工業化への前進— 第二期・第三期海口市政—
	(4) (2) (4) (2)	d b d b
中国	農 地 の 変 化	九川 10 10 10 10 10 10 10 1

序に代えて

れ した。 鳥栖市史の刊行は、 市民の皆さんをはじめ内外関係者の熱心なご尽力によっ 誠にご同慶にたえません。 昭和二十九年市制施行以来の懸案で た て が、 ここに 司 ようやく本編の上梓に至りま 四十二年十月編さんに着手さ

私共の自負するところであります。 ご執筆いただい その内容も、 た諸先生は、 資料編四巻• 研究編四巻と、 いずれも斯界の権威十四氏に 今回完結をみた の ぼり、 本編通史一 そ の 成果の豊かさと共に、聊か 巻におよび、全編を通じて

歴史を に己の足下に 関係各位のなみなみならぬご努力と、 ひもと くとき、 つ なが って 今日を築きあげた先人たちの知恵と労苦に啓示される いることに思 V を新たにさせられます。 市民皆さん のご協力に厚くお礼を申 ことが多く、 し上げます。 これらの 歴史は常

書として本書を活か けがえの い郷土の文化遺産を守り Ļ さらに精進したいと念ずるものであります。 はぐくむことはもちろん、 町づくりのための座右

昭和四十八年六月

1 田代領の文

そのような歴史がこの地方の空気を閉鎖的な他藩のそれよりも文化的な交流について比較的容易にしたと思われる。 が寛永十二年(一六三五)から正徳元年(一七一一)までの七六年間幕府の天領となり、 に至るまで宗氏の支配下にあった。 しての発達も文人墨客の来往を容易にしたであろう。 他方では中世以来の九州の政治の中心である太宰府や、 対馬藩田代領は、現在の鳥栖市と基山町を合せた地方で、 このように地理的環境にめぐまれていることは、 その間、前章に述べられた柳川事件によって田代領の一 この地方の天与の条件であることは 貿易・商業の都市である博多と 慶長四年 (一五九九) に対馬領となって以来、 日田代官の管轄下に置かれた。 も地理的に近い関係にあっ いうまでもない。宿場町と 部である園部村 明治維新 (基山町)

流は盛んであった。そのような刺戟をうけて田代地方は九州でも文化的にはいちじるしい みせていたのである。 その上に前章で詳述したように田代領では櫨蠟を中心とした経済発展が進んでおり、 だからそれは質的に著名な学者を出したというだけでなく、 経済的基盤に支えられ 発展をしたということがで 業的にも日田と博多との交 て層としても厚い広がりを

花を咲かせるのである。 時代的には元禄のころ興隆した俳句と、 寛政年間に開かれた藩校東明館の儒学が直接の 刺戟を与えて、 田代文化の

(1) 田代の俳壇

には魯九が、この田代の地にきて、彼等日田俳人の指導のもとに、田代領の蕉風俳諧が確 (一六九九)日田の著名な俳人朱拙が田代を訪れてから、画期的な発展をとげるのであ 田代に蕉風の俳諧がもたらされたのはかなり早く、 の基盤がその時すでに形成されて いるからである。 元禄も初期のころであったと思わ さらに元禄十五年(一七〇二)に野坡、 るが、 る。 立するようになった。 宝永二年(一七〇五) というのは元禄十二 しかし彼を招聘する

た。 因は名を次郎豊一といい、肥後八代の出身である。談林派には大阪の井原西鶴、 時盛んに行なわれたが、 かし遊戯的な俳諧を高尚な文芸にしようとする自覚が多方面からおこって、遂に松尾芭蕉 専ら民衆的な俳諧を普及し、その門流は各地において栄えた。貞門の俳諧は民衆の文芸的欲求を満足させたので、 に圧倒されて殆んど中絶の姿であった。江戸時代初期に俳諧を中興し 江戸時代の庶民文芸は俳句によって代表されるともいえる。室町時代に山崎宗鑑が俳諧 俳壇に 刷新 の機運が起 保守的な俳風と法式に対して反対の声がおこった。 った天和頃、 芭蕉が江戸にあって貞門・談林の俳風から脱して新風を興そうとした時 のは松永貞徳で 西山宗因の談林派がそれである。 ある。 によって、俳諧が完成され あって天下を風靡した。 を創始したが、その後は連 宗鑑の俳諧をうけて 西山宗 _

央俳壇と連絡 央俳壇は 貞享 をとり • ながら、 元禄の頃になると、 田代 の俳 谐1 uが盛んになる。 全く芭蕉によっ つ て せら 蕉風 は殆ん ど全国に行なわれた。 とうした

田代に来遊した著名俳人をあげると、 (日田)・ 芭蕉の門下 哲の 人野坡・采洋・玄子・洗羽・荷

了等がある。

の道し 間長兄助左衛門が、 日田の朱拙や野坡の指導によって蕉風俳諧が確立するのは十八世紀の前半のことである は、女流俳人寺崎紫白女の撰で、 紫白女に導かれた感じがある。 や「放鳥集」は、 長野村庄屋寺崎七兵衛の次男平八の妻で才媛といわれた。夫、 基肄郡長野村庄屋となり庄屋役宅に移った後、そのまま本家を継いだ。 当時の蕉風句集としては有名なもので、特に元禄十三年(一七〇〇)三月に編纂された「菊 紫白女が俳壇に登場するのは、 女流撰の俳句集の嚆矢をなした。 平八もまた俳句の才 元禄十年刊 寺崎紫白女は、 基肄郡奈良田の人で、 あって一波と号し、元禄年 田代領で編纂された「菊 川の撰集「染川集」に、 一波はむしろ俳句につい 元禄

「田代の女糸白」と見えた時である。

葉がくれに 瓜のころびし夕日かな

朝顔や 日ましにのびる わらの垣

などは同集におさめられた紫白女の句であり、 元禄十二年(一六 九 秋 21 に遊んでいた日田の俳人朱

拙を自宅に招いたり、基山地方の俳人達を集め俳諧を興行した

与えた。 三月に刊行されたことがわかる。 しより、 蕉門の作品で、 その時に紫白は朱拙に撰集をしたいから援助してくれるように 句集「菊の道」の刊行をもたらしたという。紫白女の記述に「しら菊の此方は寒し簾越」 句集「菊の道」の刊行をもたらしたと 女流撰として日本最初の俳諧集である 「菊の道」は上下二巻にわかれ、 とすさび申されしに、 朱拙の来訪によって撰集 「菊の道」 依頼した。 上巻は朱拙の序につづ に掲載され 「我が宿は殿 た紫白女 「菊の道」 は集め 0 ていた 蕉門の作品を紫白に 句は、 が元禄十三年(一七〇〇) 御かまわず菊の花」といい いて芭蕉の句を巻頭にした

張や ト由をあらう

へとも ならでや花の かれすすき

大雪や 落つきて啼 鳥の声

女性の繊細 る感覚を表現 した作品で あ の句もみられ、

耕作に ほしがる雨や ほととぎす

農業に生きる生活の実感が、よくあらわれている

女性撰の最初の いて糸白 (紫白) って中央俳壇に進出 の俳号が世にでたと ならぬ。 は、 の田舎の一女性が、しかも 活を深めた。紫白は元禄十 まさしく驚歎に値する

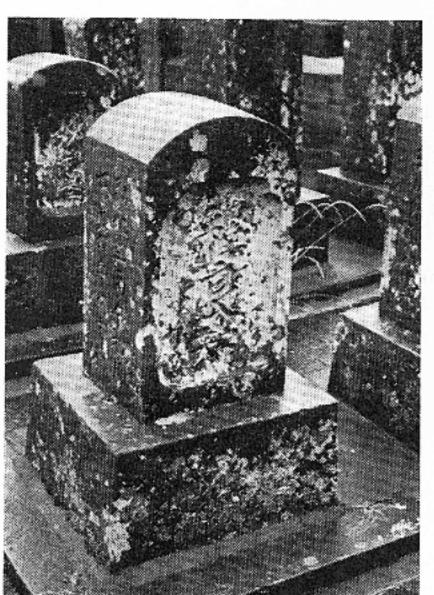
の影響が大きか ったことは申すまで つは京の 当時 向井去来一 の天領を統轄する 門の存在す 所との往来が極めて多く、 田は対立的位置に立つ蕉門

紫白と共に木村紫貞も当時 紫白一 長子佐兵衛に譲り 紫白女撰「菊の道」 紫貞女は基山町園部 三ヶ敷に居住し て俳壇に登場す の 名を嵐 と号した。紫貞女は約五〇年 (5) 与市もまた俳諧の才あって、 の全国俳壇における第一歩 である。同集入集の句数か 紫貞女は約五〇年

の後は 先を 最後まで野坡系俳 に遊び俳句を楽しんだ。 「押て見る る。 よんでいる。 山の乾きや 野坡の中央俳 芭蕉

人で最も長寿を保っ の神官梶田信友で、彼は安永元年 の編者寺崎晩柳も基山町の出身で 蕉門俳人である。 た。 七二才で没している。信友 この 蕉門流

一旦衰えた田代俳壇を復興 四才の高令で 彼は田代古賀村庄屋古賀十 むかたわら、俳諧に遊び、 で 宝曆十三年(一七六三)



写真WI-1 古賀梅調の墓(本町、本照寺)

俳壇に大きな影響を与えた。 花の本宗匠の称を得た人であり、 蒼虬は芭蕉二世であるが、 この両人と梅調が直接交 渉を持ったことは、 田代の

「牛あらひ集」に掲載された俳 人の分布は、 豊前 薩摩 対馬 長崎 江戸• 大阪

がいかに盛んであったかが知られる。 六父子・花夕等五〇数人にものぼり、 ・箱館等の各地におよんでいる。 ・兵庫・ ・近江・伊勢・尾張・三河・越中 杜川・希石・都蓼 ・青木雪峨・門司交月・ この集にみる田代の ・甲斐・ 河内・ 当時の田代俳壇 信濃· · 丹後 仙台

年(一八三一)八月三日五九才で没した。彼の句には 本幸作奉保で文政六年(一八二三)に没し、「春とい 所勤務をした人で、 を残し弘化元年(一八四四)に没した。交月も、 門良孝で、「白梅の 月日の中のさくら哉」等の句を残している。 との中の、 - 袖さしあふや紙雛」等がある。 雪峨は田代代官所勤務をした青木勝左衛 門司七左衛門種徳といい、天保二 月におろかは なかりけ 代官 の句

柚比町天満宮に、

文政十年

(一八二七)



梅調が出した俳諧集「牛あらひ集」と自筆序文 (中西 啓氏蔵)

田代町・木山口を中心に田代領の各地から集まり、 可菊(田代女)・兎隣(園部)・百枝(田代女)・里芳(木山口)・花夕(田代女)・吾春(木山口) ·机谷 (木山口) · 吐逸 (田代) · 花国 (水屋) · 古好 「牛あらひ集」に入集している者が大部分である。 (高田)・羽玉(酒井)・帰堂(原)・月処(蔵上)・巣旭(古賀)・麻六(宿)・竹里(真木)・芸月(田代女)・希石(酒井)・ 「奉納俳諧之連歌」が堂内にかかげられている。 (田代)・如潮 (田代)・砂楽 (田代)・雪濤 (田代)・杜川 (木山口)・蓬左 (今町)・雪濤 (虚白庵)・ 文化文政の時代に至り、 田代俳諧活動が農村の各地域まで浸潤 その俳人たちは、梅調(田代) (酒井)・東六(高田)・ 古賀梅調・雪峨・交月等が出るにおよび、 (木山口) 田代 流水 柳眉 ・兎凉 庶民文芸として楽しま (今町) 等の人々で、 ・交月 (田代)・ (今町)・ (木山口) · 都蓼 一桂 (水屋) 五百

年(一八四九)荷了と「俳諧之連歌」、同年刊落柿舎石外編「俳諧嵐山集」に「便乞もひと うである。それをみてゆくと、天保三年(一八三二)采洋と両吟、四年(一八〇七)には、日田の広瀬淡窓の咸宜園に入門している。 の両吟など枚挙にいとまがない。 三年(一八五六)には、 碩・兎一・希石・春代・千可也・素六等と、 『太宰府奉額発句集』に「脊戸先に催合井もあり梅の花」 それをみてゆく 田代俳壇の中心となったのは門司達夫である。 に、 洗羽と「両吟俳諧之巻」その他、 天保三年(一八三二)采洋と両吟、 「提て行うねりにちるや萩の花」入集、 芭蕉の「人々を時雨よ宿は寒くとも」を立句、 入集、 玄子との両吟・ 安政二年 (一八五五) 弘化四年 (一八四七) 彼は先述した門司交月 彼の俳諧活動は、 嘉永四年(一八五 大村の麦紫との 父交 千尺と「千鳥両吟」、嘉永二 の養子門司郡吾種芳で文化 ろ足や早苗舟」の句入集・ 月の没後に盛んになったよ 嘉永五年 (一八五二)、 には、 荷了と両吟歌仙、 さらに大村の悠々と 荷了・梅歩・花 安政

安政四年 (一八五七) 十月二十五日に六六才の生涯を終えた のであるが、 翌安政五年 (一八五八)

二月に

509

天本素九の養子で 三日の月」等の句をよ 「夢覚め 寿栄女· 秋の旅 治十四年(一八八一) 花碩・梅歩・杜川・登之女 祐阿・柳菴・素珖尼等で、 柳は「俳諧嵐山集」に「朝 残る日多き 花の頃」 に没

月四日八三才で世を去っ の寺の境内には、 天保十三年 八四二) 「山路来て この安生寺を再建し 」の芭蕉句碑が建立されて 治十二年 (一八七九) 十一

三分の

ことは、

当時田代俳壇にお

であろう。

またこれ等の俳



太田山安生寺境内の芭蕉句碑

入用控 盛んであったかを示してい 歴俳人をあげると、 |の田代における「越年入 采洋・

嘉永四辛年臘月廿三日夕方 町金屋喜三清宅に移る

家より

燃シあふら

百八拾五文 炭壱俵

四拾弐文

白米弐升

メモが翌嘉永五年二月十二日まで続い よっ の結びつきを保ちながら発展 八の生活の一面がうかがえ

「対馬藩田代の俳諧」 ての研究論文

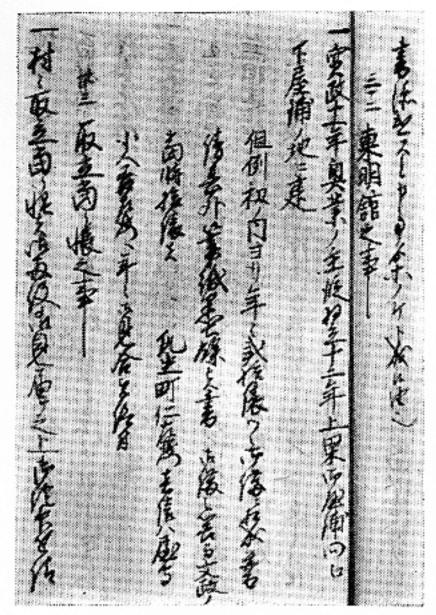
寛政十三辛酉年二月

(2) 藩校東明館

おり港ち

藩校としては、 衛・橋本和兵衛、 に草野雄助・梁井隆吉・磯野鉄蔵、 田代領の藩校としては、 対馬藩主義功が、本国対馬には恩文館・講武所を設け藩士の子弟を教育した。田代領には、対馬藩主義功が、本国対馬には恩文館・講武所を設け藩士の子弟を教育した。田代領には、 武術に大石甚三郎・古賀甚右衛門等が任命された。 寛政四年 (一七九二) 諸礼に原又次郎・読書口授に岩谷杢之助・村山勘吾・門司益次、算術に磯野四兵 に 稽古所を設置した。 この稽古所は東明館の前身であって、

本格的な この稽古所は学頭に緒方東海が推され、 「基養提 師範



写真Ⅷ-4 藩校東明館のことを書いた文書 (「基養提要」から)

設けられた。藩二建」とあり、 子弟が七・八才で入学したが、後には一般の人々の入 主段 翌十二年上 田木 (町) 要」によると、 も練習した。 の内容は、 ・会読・輪講・質問の五段階法による学習方法であ 儒学を主としそれに撃剣・柔道・銃砲の術 一五〇名から二〇〇名にもおよんだ。教育 学力進歩のための段階として、素読・講 藩校東明館は、 寛政十二年 「東明館之事 (一八〇〇) に田代上町に はじめは扶持人や庄屋の 御屋舗 向江下屋舗ノ地 寛政十一年興業ノ

学習ともいうべき、 課題を自分で選び学ぶようになると、 稽古所の学頭をしていた緒方東海 (手代役) や、村山漢古、 五経にはいる頃から、 むことで講義の理解力を高めるということがそのねらいであり、 という段階に進んで行く。試業というのがあって、 った。初入学の者は、 が教鞭をとったが、 (または温習) し、輪番に書物を一節づつ次々に読ませる輪読に進む、という方法が用いられた。 四書の素読をおえて、 討論式の学習である会読・講義を順番にやらせる輪講の仲間に入る。 彼らは田代の手代役や庄屋の出身者であった。 まず経典(孝経・大学・論語)の素読(句読とも言う)(2) 他方では四書の講義を受けはじめる。講義を聞くことにより読書力をまし、素読や読書にはげ 問題点をもって教師に質問する。こうして経書・史書を終り、 毎月定められた日・時に行なわれる試験があった。教授としては 後には緒方正之介・ すでに一定の読書力と理解力ができあがると、集団 青木文造・磯野新左衛門・緒方連など あるところまで進むと、復習 一人で読み、 詩文を探求する 一人で考え、

田代小学校の運動場と旧国道を隔てた南側に東明館通りという小路がある。

(2) 万松院文庫御書物引渡目録集に「東明館書籍覚」があり これによると寛政十三辛酉年 一月には次のような書籍が備え

十三経註疏 公羊伝 書 全部百六十冊 十四冊 二十冊 十冊 十六帳 二帳 一 二帳 一帳 帳 帳 孝 孟 語 経 子 四冊 四冊 三帳 三帳 一帳

西岛

る者は

此

の

人々なり

故に之を録す

③ 田代の藩学と広瀬淡窓

田豆田町長福寺学寮を借りて講学の基を開き、 ご 咸宜(ことごとくよろ この咸宜園に田代地方からも青少年が入門した。 咸宜園のおこりは、文化二年 林左衛門の家を借り、 いで文化九年 順次承述継業され、 に詩碑が立 の機会を与えるということで発足した。 豊後日田の儒学者広瀬淡窓の咸宜園の学風であった。 淡窓が塾生に示し って 郎は広瀬正蔵の紹介である。 (一八一二) 三月四日には、 年間に いる。 始 めは 学んだ塾生は、全国六十八国中六十六国 (下野・隠岐を除き) におよび、 成章舎と名付けた。 は田代 しく) 園と改称したが、 た有名な詩である。咸宜園の入門簿を見ると、 の亀井南 の学徒は、 他郷多:苦辛; 冥の学統を伝えた。 多く広瀬淡 文化四年 僧千福寺大仲、 文化四年に田代より、 六月には魚町宗家の南家後園土蔵中に移り、 その名が示すように、 同袍有」友自相親 (一八() 窓の師である 今日、 同年九月二十五日 緒方東海や、 七 丁卯豆田裏町に塾舎を新築し桂林園と称した。その 日田の淡窓図書館は、 亀井塾に入っ 門司郡吾· 柴犀暁出 士農工商僧医等あらゆる階層に開放、 淡窓の唱道した主義学風は、旭荘・青邨・林外と(1) の弟 梁井慶次の二人が咸宜園に入門し、次 霜如」雪 た。 (一八〇五) その後田代の藩学を盛んにしたの 漢古の子東一郎が十七才で入 私塾咸宜園の址で、 山漢古も南冥に学んだ。 君汲:川流: 四、六一八人におよんだ。(2) 八月には、 乙丑三月、 土) 我拾」薪」これ 初めて豊後日 一丁目大阪屋 玄関の傍 無差別に との

を数えた。 之 大 者」と高唱し、自らこの理相り、 田代の藩学は隆盛をきわめ、 田を発ち、この日は筑前甘木に泊り、翌十二日には宰府に至り六度寺に泊り、十三日 村山東一郎および緒方連の斡旋によるものである。 簿には田代領関係者六十二名を数えるが、その中で、 りとして六月二十七日には旭荘が田代に来て、 東一郎は帰って田代府に仕え、 文政十二年 十四日には東明館に逗留した。 「文政十二年五月十七日 と高唱し、自らこの理想に一身を捧げた。 紹介者も淡窓自身によるものが多い。 の徒 (学生) (一八二九)には、 の諸村から参集したもの三十幾人を数えた。 左伝の講を開く」「五月十八日 手代役元占となっ 広瀬淡窓の咸宜園の学風が、 遂に淡窓を田代に招聘するに至った。 淡窓の来講によって東明館は急に隆盛となり 東明館の書生に教授し、 淡窓日記 早速淡窓は「五月十 教育の目的は社会有用 淡窓が田代に賓儒と 広瀬淡窓は多病の 17 田代文化の中心をな 孟子の講を開く 淡窓は六月十七日には日田に帰ったが、 八月九日には旭荘も日田に帰った。淡窓日記 -日家ヲ発ス予輿ニ乗ル従行スル者八人」日 主として当時田代代官所の手代役であった の実材を てきた文政十 L---とあり、 官吏の講莚に列するもの数十人、 した。 つ くる つ く肥前田代に着き荒木氏に泊 ては専ら育英に従っていた 淡窓は生前「教言育人材」善 を主とした。 二年が最も多く、 田代東明館での講義によ 多く、二十数名(3) 成宜園の入門 その代

吉田恒次郎 荒木吉次郎 「文政十二年 く予が塾に止る者 三橋萬 釈到徹 梁井萬作 此年入門する者 只此兄弟なり 原四郎左衛門 草野庄次郎 荒木清記 青木与五郎 此の年の夏 予田代に遊ぶ 田代に 森次郎兵衛 門司金十郎 お (田代の人) 1,5 て講席に列する 釈祐山 緒方要蔵 与五 釈寛洲 郎 彼地にて入 吉田勝太郎 は後年其弟 もの許多な 磯野卯 門せ 郎 豊次 荒木睦蔵 し者あ 然れ 郎亦 بخ 俊太郎 り、因て此に記す 塾にあり、 も月旦入り 天本大吉 桜井政太郎 田代の人 白水善三郎 弟子の礼を執 荒木 久し

咸宜園では、 勤王の志士を生んだとも言える。 塾生取締規約八十二条が設けてあり、 厳しい取締りが行なわれた。 上級生

淡窓の田代来講により入門手続きをする者が増加した。

種次郎」と記している。淡窓日記によれば、 等生より無級生に至るまで役割があった。 毎月末の成績によって席次の上下を発表した。塾生は努力次第で上級に進むことができた 日田の咸宜園に入門した。 塾生の監督や世話に当った。 のもので、師匠代りをする役である都講となり、或いは副監・舎長となり、教師に代って下 高田の青木文造(良豊)は幼名を豊次郎または豊と称したが、 入門簿に「対馬領田代 下級生は、 清掃監・書記・侍史となり、 また月旦表という成績表があり、 青木豊次郎 十八才入門 十四、 下駄番をもした。 五才頃までは高 下は一級から 天保十己亥 正月二十一日 紹介 田で農業に従い、その後、 ので、真剣そのものであっ 上は九級までの級を設け、 には学力・器才に応じて上 級生に学問を指導したり、 は、塾の職務の内では最上

次郎入」塾、 「天保十年三月 司 同 十一月二十六日 六月二十五日 大改11月旦法1豊次郎加11一級上1、 豊次郎四級上」 豊次郎加,三級下,、 同 同 七月二十六日 四月二十日 豊次郎加,三級上,、 改月旦法豊次郎加 三級, 九月二十六日 同 五月九日 豊次 豊

ときものである。 とあり、 一年間に六階級も進級した秀才である。 したがって単なる勉学の期間をしめすのではなく、全く実力を意味する ここで月旦法とは月々の席次の昇降が決定されるので、番付のご のである。さらに

保十三年壬寅(ニ十一才) 「天保十二年二月二十六日 天保十五年甲辰 (二十三才) 新平と改名、 権五級上、同 司 十二月 三月二十六日 八月二十五日 新平加1真六級上1、 真五級上、 加」権々八級下」、 同 天保十四年癸卯 九月十四日 八月二十九日 元八新平去」 三十二才 豊次郎加1権六級下1、天 十月二十六日

田代東明館の句読師に任命せられ、 天保十年から天保十五年まで学んだ。 在職二十八年におよび子弟を教育した。 この間に異数の昇進をとげた。 ちなみに最ら -級は九級である。後では

村山漢古は、 その後訓導師・ 淡窓に知られた漢学者であり、 天保四・五・ 六年頃には稍衰えたけれども、天保七 御領中風俗目付を兼ねた教育者であった。 二十三才の時、 稽古所の読書口授方となり、 八年頃から再び盛んになった。 淡窓が田代滞在の前後は一時日田遊学熱が盛 三十一才で東明館句読師

咸宜園で学んだ有名人は、 天本保・鹿毛良鼎・原精一郎等の英才が巣立ち、 二十四年間の長きにわたり、 姫方町の佐藤法連や神辺町の歌人島鎮長等がある。維新前後には緒方連が東明館の学頭(6)(6)(7) 教育の任につき教育の成果があがり、 明治• 大正時代に活躍をした。 江崎梧七郎 篠原牧太・島俊平・古賀寛

- $\widehat{\underline{1}}$ 淡窓は二十九才で、 合原ナナと結婚したが、子供がなかったので、 四十二才で弟 (旭荘) を養子とした。
- (2) 「教聖広瀬淡窓と広瀬八賢」十五頁
- 3) 「田代を語る」松尾禎作 によると五名

「鳥栖地方の教育の発達」小林 肇 によると六一名

「教聖広瀬淡窓と広瀬八賢」によると文化四年 梁井慶次が門司郡吾と入門し 合計六十二名となる。

- (4) 「咸宜園」高野 澄 奈良本辰也編『日本の私塾』一三八頁)
- (5)「村山漢古翁」古賀益城
- (6) 姫方町戒円寺 第十世住職 明治二十年八十三才で没す。
- (7)神辺町庄屋 島清吾の長男 和歌に秀でた。明治七年六十七才で没す。
- (8) 緒方東海の子、東明館学頭となる。明治六年没す。

幕末近

たので

あろう。

また

だが

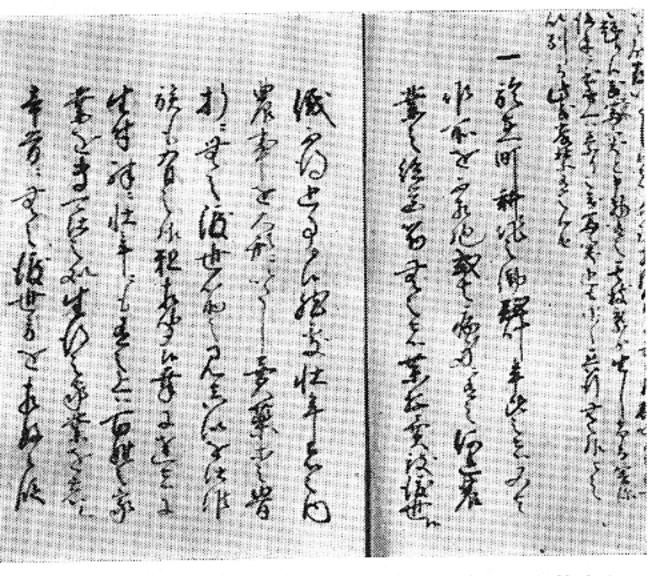
領にお ける売薬業

売薬渡世

商売取締りのもとで、 田代領の売薬業が Ļ٦ くいのれい頃 ごととして、ひそかに庶民の間で始められたものと思い、に発生したかを正確に知ることのできる資料はない。 ひそかに庶民の間で始められたも のと思われる。 おそらく、 藩政府の厳しい

である。 公然たる助長政策に踏みきることはできなか 禁止するためのものであることが判る。すなわち、 従って、 五日の のもので耕作不能のもの、耕地なきもの、病身のものなど農業に従事し得ざるものは しつけ、 売薬に関する最も古い 「手代中へ申渡」 もし違犯するものがあれば直ちに申し出るようにと述べている。 ただこの達「手代中へ申渡」文書のなかで、当局は、壮年の売薬渡世を不埒な行為として との達は、 「売薬渡世」を禁止するためのもの 公の記録は、 宝暦十一年(一七六一)のそれである。 つ たにしても、 藩は、 でなく、 封建的支配の基盤 当時すでに 農業の荒廃を恐れ、 「売薬渡世」を黙認する政策をとっていたの ただこの達は、 -国の本 田代代官所日記によると、 「不得止事」とことわっている。 農民が農業から脱落することを 一切差しとめることを厳重に申 しての農業を守るために、 その前置きとして、 同年一月十 在町

いで、 翌宝曆十二年四月、 「風儀宜しからず農業筋不精」のかどで召出され た小倉村の百姓十三名の取調べによ



壮年の売薬行為を禁じた文書「日記抜書」

そこで、 為を差止めて農業に専念させ、 って、 外の郷村での売薬が みたのであろう。 たうえで売薬をつづ 藩の手代は、 「売薬渡世」 けることを許 「風儀宜し 前の達の意を 他の から す ず、 という措置をとった。 二人を瓜生野町へ転住させ 汲んで、その一人の売薬行 三人いたことが発覚する。(2) 農業筋不精」の原因と 町以

どのよう に九州では田代領にかぎって発生を さて、 このような な土壌に培 わ 「売薬渡世 れた かを知 二 が る ためにも検討の必要があろ みたか?それは田代売薬が どのような条件で、 とく

ずる唯一 あるかのように伝える巷説が売薬業者のなかにあった。 田代売薬の発生に そのことが 田代領に 売薬業を発生せしめた 条件で 薬物の日本へ の輸入ル つ て が絶対的であったことを田 田代領が朝鮮 トであったという誤った -対馬を通 これは

代売薬の売りひろめのための宣伝に利用してい いころの田代売薬の配置業者が、 対馬藩が朝鮮から輸入する財貨は、 郷土史家の間には、 Pしていたのである。それな(3)本藩対馬島が朝鮮に近く、 宗家の専売品であっ 直接大阪をはじめ博多、 それを後世、 た朝鮮人参と田代売薬とを直 長崎、 その貿易に占むる地位 京都およ 田代の売薬業者自身が信じこむようになっ び江戸 接結びつけるものもいた。 に運ばれて、 その地の商人

料に使用して有利であっ た人参の価格は大阪の市場相場よりも遙かに高かったもののようである。(5)~りオオス-ま求ノ参」-循仁恵人参」などがそれである。だが、領内に 田代領とはなんら直接的関係はなかったので いわれる「お救人参」 であ ったであろう。 人参を、 だから、 たとすることはできな ||の治民政策に利用 「御仁恵人参 その中継貿易による利益は藩財政の 」などがそれで、知られている。用していたことが知られている。 などがそれである。 ある。 人参以外で、 ただ、 だが、 対馬藩の朝鮮貿易の対象 ことに人参に 天和年間 商品 つ して 六八三年-当時最も高価で有効な薬と っても、 他藩に転売または売薬の原 となった薬種についても事 い」(密売品) 朝鮮貿易そのも J として出回っ 以後制度化さ の

17 「売薬渡世」を発生させた条件 は、 そもそも何 ?

二小区に二名の医術が数えられる。(9)がみられる。明治七年(一八七四) 所属する地域では、 漢法医術ならびに漢薬療法に 楽剤の原料として 別にかけて (7) 沢祐庵ほか六名の医者の名が記録されている。さらに宝暦八沢祐庵ほか六名の医者の名が記録されている。(6) 沢祐庵ほか六名の医者の名が記録されている。さらに宝暦八万祐庵はか六名の医者の名が記録されている。さらに宝暦八 の医者を数えることができる。 の医者のすぐれた医療ならびに調剤の技術については、 基肄郡に二一名、 田代領の医薬および医術が早期にすぐれ の薬種は直接大阪その他の市場へ送ら ついての知識は、 三月の戸籍調査によれば、当時ので記録されている。さらに宝暦八年 戸数に対する割合は一千戸に 養父郡東半部に二二名あわせて四三名、 その密度は肥前藩東部地域 田代に伝わ って、 れたとして て発達し 当時の養父郡西半部に二名 田代領 つき一名な の十倍にもあたっ て 基肄養父実記が数字をあげてこれを誇示して の 一七五八) 医薬に関する水 た延宝四年 すなわち戸数一干戸に一三名をこすほ には、 売薬 \subseteq 六七六) る。 る。 業発生のための

一つの条件 準をすぐれて高いものにし 鮮を経て対馬本藩に渡っ このほかに三名の医者の名 三根郡に二名、 前に述べた近世前期か ところが、 の頃、 すでに領内 旧田代領に 神埼郡第

なすものといえよう。

恐らく当時の街道筋にちかい今の基山町白坂および関屋付近に居住するものであっ れた対馬藩士の ことに田代領が、 「商売人はだし」の商魂と商才は、 から商売に走るものを発生させる条件となったであろう。 江戸・ 博多その他の対馬藩屋敷 大阪から博多・太宰府をとおって長崎 その統治を通じて、 (商館) の役人として、 田代領民に商人気 さきに述べた へ通ずる街道 それぞれ たと思 われる。 小倉村の 筋にあたっていたことは、 質と商才をうえつけたもの の土地の商人相手に鍛えら 「売薬渡世」も、

をとって を通行人を通じて入手し、 ない このような条件のもとで、 あっ おそらく その薬の製法、調剤の内容、薬種 つ たと推測さ 理由にも条件にもあげられて とは考えられない 戦前まで残っていた家伝薬と同様、 る。 のとみられる 瓜生野に移ってからは公然と店舗らし りの 0 必然的とも思わ 医者から得た知識または直接指導によ というのは、 からである。だからといって当初から、 の入手経路 いない 当時他国への旅行は厳 れる売薬業の発生ではあるが、 のであるから、 農家の副業といった形で自宅で「 の 領内で いり のを開く つ で それが て 当初から配置売薬のかたち 崎港を通じての密輸品など(11) 舗を開いたものとは考えら かくれ売り」されていたる できたであろう。 いたにかかわらず、そのこ つ たに しても他国へ 当初は家伝薬的なも の売広

② 売薬業の成立―定着

名称の看板の免許かたを願 らの代表薬とされている。 との許可を願いで 「産物拵 て、 藩は天明 え」政策す 朝鮮貿易の危機が 山売薬の 治郎兵衛の出願当時でも、 75 12 (一七八 な ことに古河では、 この奇応丸というのは、 郷宮浦東村木 で て おとずれて以後の藩の財政は、 「在町を問 るこ Ċ 年間、 名 山口町の治郎兵衛 みら わずし か Ĝ その奇応丸の製法は朝鮮 従来の も推察できる。 田代売薬を代表する売薬で 三重県津 越中富山 「郷村に 産業を助長奨励す と申すものが 市古河の売薬の老舗の場合は おける商工業の禁止」 の反魂丹とお また奇応丸 破綻に瀕する から伝わ 「朝鮮名法奇応丸 なじ までに つ いう薬名は つ たと つ る。 伝説がある。おそらく、奇(13) 、田代と同じく発生当時か 代独自のものでもなかった つづいて四人のものが同じ 薬の代表薬とも称すべきも 」という薬の看板を使用す 商工業の抑圧政策を転換し められる。 あたかもその頃のこと これが打開策の



写真Ⅷ— 6 朝鮮名法奇応丸の版木

なったのであろう。当時特許という制度はなかったにをそのまま踏襲した名薬であることを表示することと一般に信ぜられていたものであろう。だから「朝鮮名一般に信ぜられていたものであろう。だから「朝鮮名本国内にもその製法および薬種が伝わっているものと応丸は当時朝鮮人参とともに朝鮮の名薬であって、日

であろう。 朝鮮との貿易は藩が 一手に握っ て いく る のであるから、 その ような名称をみだり 使用することを藩は禁止し

長を示すも ことに米麦大豆などを除 この願書が契機とな の商薬のも ある程度公認 0 の願 とい ち売薬業を生活の 書による 、えよう。 されるこ 農業と つ て 特殊産物のな 「近年 主要な とになった宝暦十 藩は売薬株五十を認め の兼業を許され に至商薬の者数多有之、 根 かゝ 拠とする、 での 「御領・ な いく 売薬業者が (一七六 てい 中第一」であ る。 只今 7,5 あっ 恐ら \Box ટ て ۲٦ ろう。 は の の 御領中第 は であろう。 当時五十戸 ある 田代売薬 売薬業 に近 七年 くり 亡である。 経た天明八年のころ、五十 が農業から切り離すという 過ぎたものかも知れぬ。だ この時期における急速な成 「売薬渡世」と称し得るほ もとより農産物

眼に触 手の店舗売り 治郎兵衛が 既に始ま ずれ る筑前、 た も元締めを仰付けられるのであるから代表的に有力な売薬人であっ じ宮浦東村木 であ いうことになると、 「看板」 に依ったであろう ったにせよ、 の免許を願 と断定できるだろう。 \Box かゝ 狭い区域で五十戸 かっ 肥後などの諸藩にもそれ 当時の売薬業の主流は店舗売り とは 出たことを文字通 藩の公然たる認定は いえ、 瓜生野町 すでに天明以前 富山売薬で た近い り解 ら二名の 店舗売り カン す 他国も から富山 った から入り込み、 にせよ、 であ が成り立 名称の 彼 の ったように の売薬人が入り の入国を最 は店舗売 つはず 配置 ŋ 一売薬の 想像さ れ売り の を 厳重 な で 込み つ 低を下している。田代領 (11) に取締った薩摩藩へも、 ٷٙ のかたちで、他国への行商 また領内での行商でも「渡 る。だが街道筋での旅人相 でた。これら五人の売薬人 いたものとみなしてよかろ 配置売薬の網を張ってい それがいずれも看板を 田代領民の 藩の

つつあっ た事情が判 藩表 つ て では、 山売薬が 藩の奨励、 保護のもとに厳重 な株組織をもって、全国各

であ 六百 ほど低額な負担にも堪えか の銀相場で米一石が凡そ銀六十 の減少を理由に、 で銀六百匁の運上銀を取り立てるという条件で五人のものに売薬元締めを命じ、 ったようである。 匁の運上を取 、富山の場合、藩が他藩 売薬業(売薬渡世)は、 される はこの免許願書を差出 める シテ御益金壱人脚金壱両、 だが 株仲間から運上銀の減額方を願い出ていることからも推測され ことに り立 こととする。 ح てて上納することを申出て 商魂を培わ から運上銀の減額方を願い出ていることからも推測される。すなのことは、株制度が生れてわずか十年も経たぬ寛文八年(一七九六 な ねて株 ったとはいえ、 匁ほどであるから、 への売り込みなどで特別の保護を加え、 ر 2 の れ すにあたっ 維持が ح にはじめて藩によっ 商才にた 其後ニ至リ壱両壱歩弐朱迄相募」ほどの負担えみなとて特別の保護を加え、株を特権とし の できな 藩役人の目からみても、 五十株は、 け いる。 た田代の商薬の者はや その免許の 五十株で約十石(金にして十両)の運上 つ 藩で て財政の仕組み の元締め は、 うことである。 交換条件 そ 富山のそれとは比較に の とし 「朝鮮名法」 が つ のなか ほどの負担であ ても引受け て、 てその配置売薬 まだ、 商薬 0 て維 (売薬業者)から一か年合計銀 着にはほど遠い状況であっ わち、田代売薬は当時それ)、株の実質上 (十株以上) ならぬほど基礎の弱いもの 組み入れられ、株としての ったのに比すれば甚だ低額 持することに努めたとはい を負担したことになる。そ たもののようである。 に株制度を設けて五十株の は当分保留し、 としての定着への道を切り 逆に五人の 当時

つけ届けが必要であ 山売薬業史資料 て よると、 つ たもの 富 の ようで Ш の 他藩 そのよう に 入 り込むた め 僅か に な運上銀 り込 の上 h 一納に の も苦しむ田代売薬人にとっ 諸役人に対し厖大な土産物

業史資料 へ入り込んで は、 主人の名義を借 て いたる処 . る。 こ ح ح で証 の田代売薬人の非合法作戦 ŋ で てその藩の免許を受け る。 そこで、 田 て合(装) は、 大いに富山売薬を悩ま を装うとか、 人は、 他藩の商家 または無免許のまま所謂かくれ売りで方々の藩 旅館などに したも 0) の ようで、 7 づるを求めて常宿を頼み、 そのことを富山売薬

るまで の資料は、銀六百匁の運上に困難した寛文八年から約三十年の後には、 で にのびる。「かくれ売り」 年間以来、 を差し止め、 にそれから二十年の間に、 熊本藩から かくれ売り」を行なっているので取締ってもらい てもらうことにす いたことを証するとともに、富山売薬に対する非合法挑戦がなおつづい いた事実が明らか これを探知した古株一九の免許人は、 (顧客) 売薬人の入り込み 株札を受けた田代売薬人は、すでに一九人にも増し ノことにする。ところで、これらのことを明らかて(20) ・売薬人の新規入り込みを抑制する方針をとってい の争奪である。 年に至而弥御領益之一廉と御見」 (一八二五) には にされ の実績にものをいわせて、それを藩に承認させたので 田代売薬の熊本藩における勢力は急速に増し、 ころで、 が多く、 T しかるにこの年、 15 る。 19 田代売薬人 これらのことを明らかにする資料は、 だが 八重売り(他人の得意に重ねて配置すること) これを明らかにする資料は、 対馬藩に対してその差留方を嘆願する。 のうち何 たいという富山売薬人から熊本藩への訴状である。従って に九人の田代売薬人が ことに天保年代 かが 1 た。 て すで 田代売薬が いる。 対馬藩は に入 熊本藩 田代売薬人が免許人以外にも多数入り これまでは、田代売薬の富山売薬へ 免許売薬人の数では、富山を圧倒す つ 熊本藩と協議して新規には一名だ 熊本藩に対して新規売薬株の免許 「当御領分売薬之儀以前より追年 あろう。 本藩に配置売薬の公然たる足が の いたことを表わすものである。 などの弊害が生じたので、 株札を受けて公然と配置売薬 の田代売薬の繁栄と定着を 当時、熊本藩でも、すで 天保十五年(一八四三)

つ 起 ŋ の統制を乱 不和混乱 の して 封建的支配 る の 実が指摘 で 3 方 あ 第に発展しつつあることを りながら商売にたずさわっ 「近来勝手づくの心得に相

代売薬の 本藩に 七名を 富 を 数の り込ん まと では だ売薬人三九名中 で 総数 の 五年 七〇ぎを 占め 四三 「越州富 幕末に る。 る に至っ 山八名 ている。するっ、(21) (21) 日野二名、 人となり、 に従っ 富山の八人よりも少な すなわち、 てさらに増加 さらに六年後 藩の抑 江戸一 して

人で数藩 株で 配置網を拡げ 町 また 三六 当時の で 田代売薬の株数は の つ の の で合 である 総計

内柳川藩 13名 久留米藩10名

23名 9名 8名

平戸領(松浦)

日向領 3名

秋月藩 1名 中国、石見・萩・岩国・広島・ 清水・長門各藩へ各1名

田代売薬の入込先 (明治二年) 34名 草 内天 25名 内日田領 10名

杵築領

高田領

筑後領 長崎領

島原領 唐津領 浜崎領

筑前藩 1名

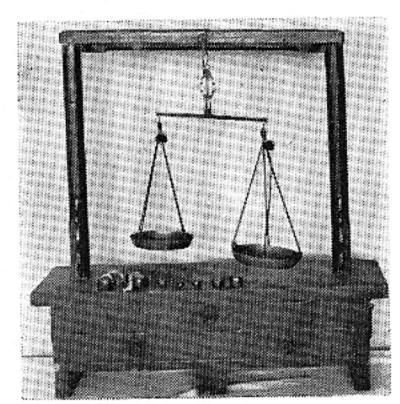
時ど 売薬従業者の 得する前 つ 売薬 の数 の 0 0 つ 生活慣習を異にす は手工 立できる 業主で り、 ある主人の め る土地 る徒弟制度に 修業課程 範囲が広ま 0 の発達 見当ら る を配置売薬の 力に負える す 当初の 古 るも な い当時 身分 Ø つ 五. の ģ 仕組み 人の ようで 「番頭」 Ł の 僅か 番頭 過程でも、 て が 三〇株を増したに過ぎないが、 の番頭 に雇われたのであろう。 に維持していくのであるから、 数日または十数日を要した地 少なくとも幕末のころまでに 何時のころに発生し、 株の制限が厳しくなり、 新規売薬人は、 独立して株をもつ望 それは 幕末当

幕末当時 富山売薬をみ る 蓙 摩 越中 六 (自藩内) 計 を除 六六人 が b 込 ---で 売薬 一売薬は、 数二、一〇五人、 九州だけでみても そのうち

で

黄 田代売薬 で 藩政時代ど つ の たと とは の病気 万能膏、 般 受け な薬を の 信ぜ 処方に 目洗薬、 あ わ つ つ て つ で な は天明 で あ つ る の ては資料を欠ぐので明ら 薬方は、 ことからも推察される。 び 文政十年 気付薬・風邪薬・熱 朝鮮奇応丸、 (一八二七)、

製薬器具のいろいろ 上右…薬物を砕くやげん 下左…双手押しと台(いずれも薬草を切る) (佐賀県薬業指導所蔵) 下右…サジ類



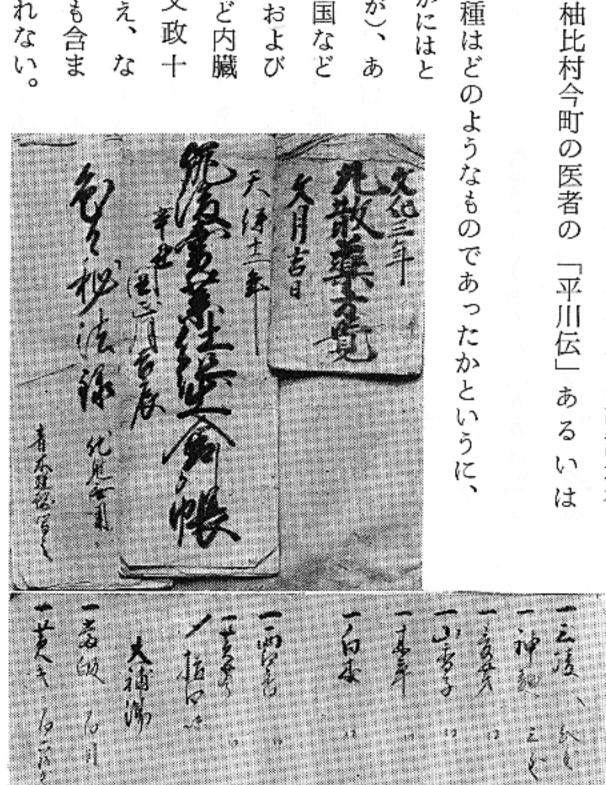
写真Ⅷ-9 薬の調合に用いた天秤

嘉永の 物である。 ||八参など極く特殊のもの の調剤秘法で新たに七五

ようである。 とはいえないまでも、 つ宝秘伝書」には、 それが、 時代の

神仏の霊示によるとかい

根拠のない文字通りの迷 信薬ではないが、巷間の の薬剤は必ず 伝秘薬の類が田代薬のな わゆる神仏夢想の秘 従来の漢法薬 これら



薬草類

の薬種はど

写真Ⅷ-7 薬の調合などを記した文書類 (小林 肇氏蔵)

薬の効果を大きくするね

に信仰による後光を与え

なかには家伝薬と

角を主剤とする熱さましである

気付剤

や強壮剤などを含む万能薬

五年

の日付け

とである。

このような調剤

処方または指導によって

回って つきで薬効をた のかも知れない かめることは必ずしもいわ 「病は気から」と れのな いわれるように いことではな ことに科学思想の普及のない時代では、 6, なかには科学的根拠の全くない迷信薬が出 信仰と

動の道具を用いて行なわれた純然たる家内手工とみることが がどのような工程で行なわ の家庭の屋根裏また は土間 7.5 の片隅 の具体的叙述は で、 できる。 農繁期に その 主人とそ ۲ を後章 の家族および番頭によって、 な産業としての形態は明治の後期まで (近代篇) にゆずるとして、 簡単な手

社(1)日記抜書(鳥栖市史資料編第一集)一四八頁

- 2) 右 同 一五八頁
- (3) 久保山千里著「田代家庭発達史」四八頁参昭
- 、4) 甚差至等見登りこと。
- (5) 松尾禎作「田代を語る」による。
- (6) 基肄養父実記(鳥栖市史資料編第二集) 三六頁および七六頁
- (7) 日記抜書(前掲) 一三七頁
- 佐賀県管轄各小区戸籍分総計 (県庁古文書) なお前掲「田代家庭薬発達史」三 三頁参照
- 9 医術という職業分類中には一般医師(主として漢法医) のほか 鍼灸医なども含まれ かと思われる。
- 10) 基肄養父実記(前掲)三六頁および七六頁
- $\widehat{\mathbb{I}}$ 長崎港の薬種の密輸については、貞享三年(一六八六) 前掲「田代家庭薬発達史」二八頁--三〇頁についてみられたし 以後数々の検挙犯罪が長崎奉行所 の犯科帳に記載されている。
- (12) 天明八年七月七日、田代博多往来書状控(厳原町万松院文書)
- (3) 三重県売集史こよる

- 富山売薬業史資料集第一編第三集第一号、 薩摩組示談定法書(文政元年五月)
- (15) 前揭、富山売薬業史資料集第一編第三集第一号
- 小林肇「鳥栖地方の売薬」(鳥栖市史編さん委員会編、 郷土史料)による。
- (17) 前掲、富山売薬業史資料集第一編第三集第二の第一九号
- <u>18</u> 佐賀製薬株式会社編「肥前売薬史」には、 長崎県高来郡古賀村の赤瀬藤兵衛、 田代売薬の名義人で記録に残るものとして、 福岡伊崎浦の油屋勝次などの名をあげて 熊本市細工町の鶴島屋幸三郎並 いる。
- 集第一編第三集第二の第十三号) 文政八年十月富山株人共より熊本産物方横目宛の 「肥前田代の売薬人入込に関する口上書」 (前掲、 富山売薬業史資料
- 並に阿比留磯右衛門連盟の手代中宛の二通の達文による。 松尾禎作「田代を語る」第十三節「田代売薬の由来」に記載された辰年(天保十五年)十二月二十四日付吉田七左衛門 多分「万松院文書」かと思われるが、 明らかでない。
- 嘉永二年七月「熊本領内売薬免許の他所売薬 人名面控」(前掲、 富山売薬業史資料集第一編第二、第三五号)より計算。
- 明治二年「肥前国基肆郡田代町売薬人書上」、 同「肥前国基肆郡上郷売薬人書上」ならびに 2同「肥前国養父郡瓜生野売薬
- 1、薬の値引きなど売子の判断に委任されてい田代売薬人の間では、売子を番頭と称してい う呼称は適当であったと思われる。 薬の値引きなど売子の判断に委任され る。事実、旅先では、 る場合が多く (支配· 置薬の新規配置(これを「新入れ」と呼ぶ) の役割を果り している。 信用の上でも番頭と · 引 上
- (24) 前掲、富山売薬業史資料集第一編第一集第二の第一五〇号
- 25 25 基山町故天本竜之助氏所蔵、裏表紙に梁井氏とあるのみで、 人のものとも不明
- 前掲「田代家庭薬発達史」五二頁 原勝一氏所蔵。天保十五辰夏秘伝薬方 -五三頁参照 (弘化二巳年、 嘉永三戌年書加) 「他見不用」と表紙に

「田代家庭薬発達史」二三頁―三〇頁「漢薬の輸入と対馬藩」参照

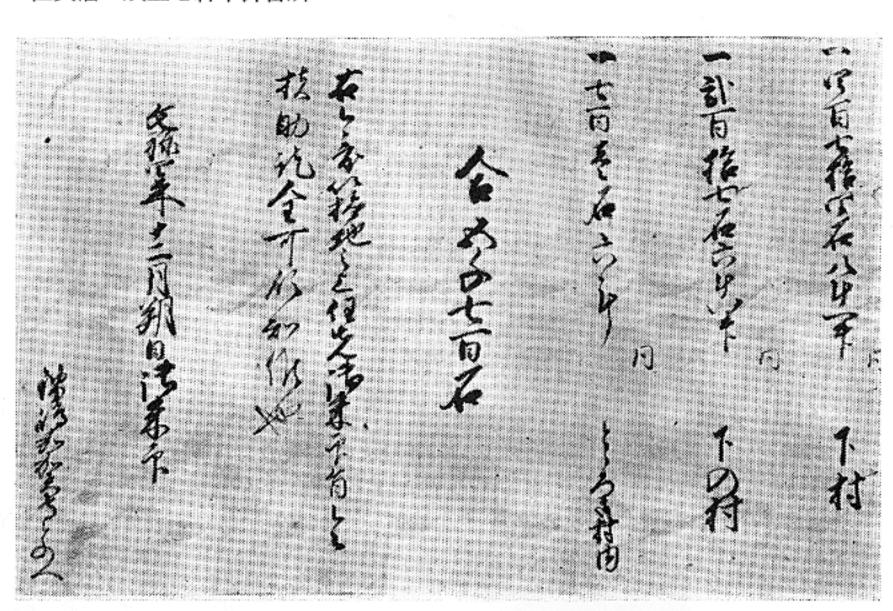
531

佐賀藩領の通史

1 佐賀藩の成立と轟木御番所

域住民が前三章に述べられた対州藩田代領と異なった政治体制に支配されていたことを意味し、 政と農村生活の推移について述べることとする。そのばあい、最初に注意すべきことは当時この地域が佐賀藩にとっ あった。それは、対州藩の飛地とはいえ政治の中心である代官所が存在した田代領とは大 にする。 述の形式が異なることをおことわりしておく。すなわち、佐賀藩の制度とその改革のごと 開発が進められたことも後に詳しく述べるところであるが、いずれにせよ佐賀藩の政治の 史 中巻』(以下県史と略称)に譲り、ここでは必要のかぎりで略述するにとどめ、専ら地方 ては東部国境地帯であり、辺境であったという事実である。もちろん、国境としての重要性は高く、 現在の鳥栖市域のうち、 この地域にとくに重点をおく歴史の敍述は佐賀藩としては地方史とならざるを得な (以下政治的な意味でいうときは佐賀藩と称し、 言語あるいは気風にも微妙な相異となっている。そこでこの章では佐賀藩時代 旧養父郡西南の大半はもと佐賀鍋島藩に属していた。 領土、 領域の場合を佐賀領と称 このことは藩政時代においてこの地 ので、 中心から離れた地方農村で する)。 きは、その詳細は『佐賀県 きな相違である。したがっ の養父郡西南部における藩 史的敍述に力をそそぐこと ひいては今日におい 前三章とはかなり敍 また辺境として

佐賀領と田代領はおおまかにいって安良川を境とするということができるが、注意すべ 長崎街道にそって三角状に佐賀領が突出している。 この突出部の東の尖端に佐賀 きことは安良川から東に約 藩の轟木御番所がある。 1,5



写真IX-1 秀吉朱印状(写)による養父半郡知行方目録の一部 (県立図書館蔵)

表IX-1 七百 三百八拾石三斗 五百三拾壱石三斗 弐百九拾九石弐斗 弐百三拾八石二升 百五拾八石三斗八升 五百八拾壱石八斗三升 弐百拾七石六斗 四百七拾四石八斗一升 四百弐拾五石五斗一升 七百壱石六斗 七百拾五石壱斗六升 右今度以検地之上任先御 全可領知候也 文禄四年十二月朔 八拾壱石壱斗二升 鍋島加賀守との 九拾五石七斗九升 知行方目録 五千七百石 七升 御朱印 **介口之旨令扶助訖度** 山うら (養父郡 ぎ 77. はるのこか ととろき村内 んじやう 城 の 田 ま \mathbb{H}

鍋島文書四ノ五 (緑表紙本)

てここを通る 人馬の通行手形を検問 の

の上流、 ったのであろう。 川巾ニ成タリ」 番所のす 東を轟木 つ つ とも幕末になる。 れて たように田 る 代領内を流れ これを番所川 ೬ 々双方 15 ること ヨリ にな 0 ア の である。 リテ当時 、う状態 であって 現在 ニテ はその部分だけ ハ 御番所上 小さな境 150 おそ が、 らく堤防が高く 橋が設けられているが、 がナト 佐賀領に沿うので、 ハ漸ク二三尺位 けわしか 藩 そ

三で、 現存する最古のも さらに らの子村をあわせると大小合計四一カ村であった。 われる宝暦二年(一七五二)佐賀藩郷 立石村、 村田村、 村田町 村帳 島村 養父郡 幸津村、 の 儀徳村、 ち佐賀領に属する村々は、 下野村、 田出島村

隆信は天正十二年 肌のうち旧龍造寺支配下の大部分を安堵され、 て この秀吉の全国統 佐賀鍋島藩は周知のように、 そのため龍造寺家は存亡の危機 一五八四) の完了に 有馬討伐のために島原半島に遠征し、 戦国時代に佐賀を中心として九州に勇名を馳せた猛将龍 つづ いて、 に面 天下は二度にわ 天正十八年には政家の子高房に三十万九千 たが、 秀吉の島津討伐の先鋒 たる朝鮮 $\dot{\sim}$ かえっ 0 とな 秀吉の死、 そ つ の援軍島 もあり、 関ヶ原の戦、 九百二石の朱印状が与えら 津勢の奇策に陥って戦死を 寺隆信の跡をうけ 隆信の子政家に肥 大阪 の陣、 て

政権の確立とい て次第に藩の うあ 内外に声望を高めて い変転をたどる。 の 17 い った。 その重臣である鍋島直茂 その過程 に文禄四年 で龍造寺家で 五九五) は政家 勝茂の父子は軍 ・高房の二 に直茂は写真X 政両面にわたる卓越した手 代にわたり、 1にしめすように ともに病身で

秀吉からこ の つ 由緒あ の養父西 で 明ら る土地で 部 ある。 あることに注意すべきであ カ村五干 さらに、 七百石 ح ح の 朱印 知行 でとり 状を直 を直接に与え ろう あげて 接に 与えら いる養父西部 ß れ る程 る の の 0 地域が であ る。 の 鍋島 遇を 0 家興隆にとってきわめて意 うけており、 ことから当時すでに直茂は 並々の重臣で

後に直茂は日筝社に祀られ の推移する過程で、 平穏に進められ 鍋島家が藩主の 藩祖と仰が たようである。 座に就 龍造寺 れる いく の たとされる。 は以上の の諸将 慶長十 が相次 ような経緯 二年 直茂はなお健在であ しょ (一六0 で直茂 によ や勝茂 るも 占 の 造寺政家 に起請 であろう。 つ たが初代 文を表 17藩主には勝茂が任じられた。 するなど、 房の父子は前後して没した 政権の継承は藩



鍋島勝茂の肖像 写真IX-2

に指摘

封建制の支柱である家臣団

看せられたい。

ただひとつ

(県立博物館蔵)

な特徴を与えず の佐賀藩 も根本的 とが 6 おけ かえさ る平 で ŧ ま 造寺 的政権交替 つ 時に 0 5 0 なかったし、 してはきわめて異例のこと 世的ない れはいろいろの点で指摘で の反面では藩の政治体制に ことである。 しか 当時常に領国の没収や取 しここではそれらを

し戦国的体制を一

そのため佐賀

政治的にも際

の給与体系は 佐賀藩 ではこ 地方知行制 は 次第 地方知行制 が明治維新まで変わる (土地分給) ことがなか から扶持米制 つ に 改正 な n て いく のが 一般の傾向であ

の土地 地方知行の 0 佐賀藩では配分と あ する でここでは単に 配分地と 配分とい はす 配分と う わ に ち配分士が給与 は配分をうけ う場合は身分の る ۲ 身分を意味 とを 15 知行地のことである。 配分をうける侍を配分士、 ることもあり、配分をうけ

ところで、 庄屋を通じ 配分には て藩の直接の 大配分と で 小配分が 支配をうけ あ 大配分 の領内で る 大配 分に 15 ず 各領主に れ にし ても 配分地 る自治 鹿島 からの 年貢は (支藩) る。 をはじめ、親類四家、 それぞれの配分士に直接に これ以外の小配分の場 親類

地方知行制 つ 史を 四家の 養父郡 るも 参照され 0 6 る。 の 配分地 けで 小配分に 収量を意 味 ŧ 同様に 円的に える と ま 八千 7, とま 5 ح ح の つ は であ る。 る。 貢米割当量で「地米高」に うち三根郡管下には物成約 冒石)のうち、 それは村田村を本拠とする るのではなく、藩内の各所 また、 (ここで総高というの 三根郡白壁村に 村田村をは

配分士 佐賀領養父郡 の総物成高と養父郡内諸村 に配分地を有する配分士を列記 0 地米高とを対比 すれば、 たものである。白石家、村 それらの配分地が

顕著な事績を残

表IX-2 養父郡に領地をもつ配分士の状況

領地の所在す る村と地米高 総物成高 8, 110.6 鍋島山城(白石家) 中原村 (40.4) 2,400.0 (346.7)村田村 鍋島内記(村田家) 儀徳村 (75.0) (江島村 (27.3) | 幸津村 (437.6) 600.0 鍋島左太夫 儀徳村 (23.9) 有田亀之助 立石村 (47.8) 275.0中 野 神右衛門 250.0平田村 (50.0) 230.0 深 堀 庄左衛門 山浦村(142.5) (立石村 (42.9) 平田村 (5.9) 200.0成松新兵衛 儀徳村 (74.0) 170.0蒲 原 清左衛門 三上新九郎 立石村 (23.3) 150.0米倉清之允 原古賀村(10.5) 150.0135.4 儀左衛門 立石村 (15.0) { 江口村 (5.0) { 江島村 (10.0) 130.0 藤 山 義右衛門 【立石村 (92.6) 平田村 (2.4) 中野又兵衛 125.0 ſ大楠村 (T00.0) 125.0深 堀 八左衛門 [原古賀村(25.0) 石井弥七左衛門 山浦村 (89.3) 100.0100.0久布白又右衛門 立石村 (50.0) 竹野金兵衛 江島村 (10.0) 100.086.4 立石村 (51.7) 助之進 75.0 蒲 原 善右衛門 儀徳村 (75.0) 志 波 善右衛門 江島村 (10.0) 60.0 60.0 儀徳村 (60.0) 深 江 助右衛門 注① 嘉永6年写大小配分石高帳(写本、佐賀県

蒲原 `

村田家や 小城主の 以上の 観のあ 白石家の な かゝ 17 2 たと ず 幕末まで地方 とは事実で な大配分はそ 「百姓と一緒 知行制 あ 五人組を作 が残 れ村田村や白壁村に屋敷を構 つ などと考えること とが 事実で 人は佐賀に -あ るが 7 家来 大き とも な誤 知り得る (本藩からい シ りであ てこれらの配分士が在地(農村に ずるのである。 えば又家来・陪臣) (『新鳥栖市史』二三五頁)。 またそれ以 を抱え、

る 善右 同時 衛門、 と _ カ 深 江 に数名の 助右衛門 配分士が領地を有 0 二名を除 しく T は て 少 Çγ ると ٤ g 他郡 般 に であ わ 75 り二 る 力 村以 17 分散 てい ることが明ら か であ

立図書館蔵) による。

物成、地米高の単位は石(升以下は4 捨 5 入)、地米高は物成高の別称と考えてよい。

表中の中原村、立石村には右は「養父郡の 内」と傍書あり。

つ す の あ そ で ある ぞ 右 れ藩政の 衛門は幕末の 役人 史 ٤ 名君直 なる有 の あ 資格者であって、 正時代に大目付の重職にあ げている百姓とともに五人 佐賀に限

なっ 生家 芸と名乗っ を名乗り の に隠居を仰せ 云々 に学四郎を養子 備前守茂建であ 領主を 茂徳 であろう。 であって、 は実子 とあ て諫早家を継 と改名 に神代家から主計徳輝 村田村で つ がなか けられ した。 ح ったが つ 類御家老覚書 貞享元年 つ 文政元年 安芸さん屋敷 ベ たの 大配分 の隠居 の学四 享保八年 るが そこでその代 で諫早家 郎は翌五年初 の安芸さんと 右 原因と思 0 り虎三郎家図が入ったが、 七二三)一九才で死んだ 天明五年 つ てあ 「は藩政の れる。 久保田村の ると次 (一七八五)養父茂憲の死に の要職 その子皐之助茂啓 は茂徳か茂啓のことであ た土地が 村田家から義九 の 前方よ 一男直長 ように T お ので なる ح つ の その弟茂憲 村田 郎賢明が養子 初代茂英は内記と名乗ったが、 (一七六九 ろう。 学館、 家 の子茂英を初代とする。 は親類 つ で (内記) が跡をつぎ三代となっ わ らく最後の七代目の領主と の茂啓は天保五年(一五三 茶屋などの跡地とともに、 代目となる。 四代目となった。翌年安芸)実兄諫早備前死去のため 四家のうちでは創立が最も れるが、 となったが、 間々不都合之儀等も相聞 藩側の資料によっ これも後に安 これも夭折し これは嘉永 二代はそ その後の

わち又家来の状態をみると『新鳥栖市 心として君臨 あろう 0 とい つ たわけ ても 前述の 史 では な ように佐 の記載をさ 7,5 で そこが佐賀藩の支配体制の特徴なの 賀藩の地方知行制は分散制 に整理 し補足し れば次 であ である。 1田家が養父郡を支配する形 われる。 ともに一廓を構えてお これらの家臣団、 村田町というのは すな

老 (大組頭) 三人

中 小姓並徒士組頭)

亨、 鉄砲、 長柄、 昇小道具組頭)

着座医師

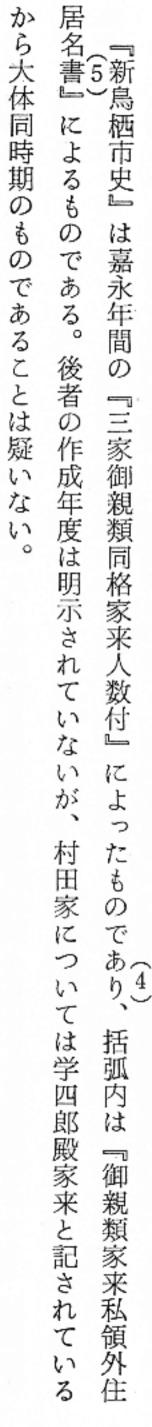
九六人 (六五人)

三七人 (三七人) 内医師二人

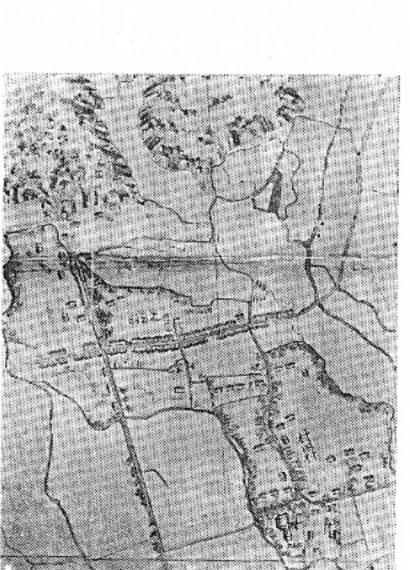
(四三人)

軽二三〇人 (一七七人)

合人数四七二人 三一人



配分地 は養父郡三ヵ村 の に佐賀郡 巨瀬郷などにも分散して



写真IX一3 村田宿と村田村 (県立図書館蔵)

享和元年-1801-「養父郡之図」

田の侍九六人、 の白石勢が編成される仕組になって ったであろう 数字は、 の家来は住居は村田村そ て、 幕末の 石高 私領外居住六五人と 内数と解す れ 状況で る程度で とは事実で は農民とともに五人組を構成 在地とは べきでは から の他農村に も妥当で は問わ いうのであれば、 の家来の数で ってもその実態は いかと考えられる。 あると考えられる。 村田家の私領外居住家来は轟木村と神埼郡 た」と伝えられて 二頭が飼 あるが われて たん緩急 る なり相違 というのは、 それを家来総数の 主人が佐賀や江戸 れば馳せ参ず いざ鎌倉』 白石は物成に 隣郡白石家の場合に 内数に解す る 場合は つ の部分が る。 たちど は小配分士の家来にあ ちでは足軽が最も多く、 ば、 か外数に解すべきかは不 いたのであろう。 に多いが、杵島・小城など 人と解する方が白石の五 「白石にはもと五一人の やはりその若干は従 は二千四百石、 ころに五〇〇人ぐ わゆる役人で 前表の

らの縁故来歴につ

大配分士の家来衆がその

る家来が、

右の括弧内で

私領

配分士の家来被官が 農業や 生活の面 な半農半 で 乙と は百姓身分の 士は主人と ど農民 67 う配 分士の の縁故と と同じ待遇 領地 は無関係 内に居住 で農業を営み、 の 示 17 配分地 そ に従う 武士 の 17 Ļγ ず 蔵入 で よう達せら あ ŋ に ŧ らも年貢を を め あ る で、こうりになる。義務があった。 作する な らの実態につ わ いく ち、 甲 したがっ 態が普通 نح いう 7

る

文化十

三年

に

Ŧī.

年

五石副

島彦

乏允が

みら

れ

る。

な

り轟木御茶屋番、

茶屋番

で

そ

0

旧宅

0

め

す位置

で

あ

7

ろ

5

村田家 の 家臣団に つ で あろう。 述 かえれ は幕末期の資料に ばそ の よう な停滞が封建制 よらざるを得なか の特徴 つ た な が の で そ あ の 大綱 K に佐賀藩の特徴なのであ ついては藩政当初とほと

つ 最近と な 概要をう の轟 賀藩 ら の で つ あ つ で轟 東部国境地帯の番所 境地帯で つ は長崎街道を 佐賀領 て詳細 あ る に な研 お め の 究を す 1 る て され をみ 木 Ø で の た近藤典二氏 あり ば 宿 方を特殊的 御番所 Ġ 0 意義も なら (鳥栖市史研 木 が 下 ŧ め か 野 わ 究編第 め 三根 て 0) 6.7 0 0 17 あったと思われる。 入っ 鳥栖地方の宿場』)によって はすでに述べ 国境としての番所の存 てすぐ千栗、 たとお 豆津と そこ

木宿の を徒歩渡 とも御番所 を通過 の 態は第区 た長州 土手を上 路の西端 ばれ 3 図に の る 志士吉田 て と籔で 了ノ た か 0 げ 近藤氏 松蔭は 宿東 あ る とお 口 日記に の門 かゞ そ 寛政 で の籔を切断 あ (木戸) 二年 つ 「佐嘉領ニ至レ になり、 凶 _ 七 て狭 17 九 み る 15 9 門を入ると バ門ア 通路が設 よう の 絵図に に轟 IJ, け 木 す 5 門内衛卒ア か つ 左側が番所である。」嘉永三年九月(9)、その通路の両側には矢来が組ま 宿 7 K 0 と 東 1) 伝えるところによれば、 にそって南流しており、 門ヨ入レバ乃チ轟木宿

衛卒 人で、 関番は四石二人扶持、 福岡藩 なら かゝ ХJ ら田代領 け で あ る 出る関所 が 郷足軽は給米七俵半の給与であ • それ とも は 17 か う な ベ る身分で き原田宿 あ 0 り、 関番所 った。 部 下 は の 位 は 宿役 直 た 接には関番六人と郷足軽 人として関番の上に代官 であろうか。 同じく近藤

(四石三人扶持) えば干栗御番 『元治元 と推定 敷地は前図 は石井伝兵 近藤氏 とあ 町茶屋 切米三 者は 0 三人 役職 が る 町 の 67 島栖村界 木 宿 發文郡 真木村飛地 0 11番字町屋敷 LORSE AND 山本字兵 (福岡県 (衛氏作) 人馬歇床 を改製

 $\boxtimes \mathbb{X}-1$

轟

木

宿

の

図

賀藩拾六

組侍着到

各藩士

賀県立図書館所

蔵

の

活物成

四拾石千

住

久左衛

木

御番所詰

Ø

肩書のある

清書さ

ζſ

る

か

であ

つ

た。

の

官は原田宿

0

(百石以上)

屋は長崎奉行

P

そ

の

要な役

の管

ğ

あ

つ

た。

۲

息や宿泊す

ろで、

下

図

2

545

加えて元治元年の御茶屋番副島彦之允の屋敷跡も示し

で ある される て または天保十三年 ことになっ 天保 た記録があるとい 十三年以前 かゝ らその年まで は轟 の間に再 とすれば元治元年の時点では御番所 の役人と御茶屋番とは兼任であっ び古格 に戻 つ て兼任 つ 詰侍は「着到」にも記され たが、その年から御番所詰 ていたか、その いずれかで

民が他領 戒めて 赤司氏 賀藩の制度 つ の 男女によらず他領に人を売ること、 一党三八戸 とは 木御番所 法規 に違背 長崎 の道を求め いえ武士に 街道 の集成である『鳥 0 佐賀藩に ` た場合は の 代々警 て領外に出 門 して然り ٤ お て に て 「妻子籠舎申 ようと であるから、 ノ子御帳』(写三) に る意義を過少評価することはでき つ いて 余り らである。 しても許されず、 い 他領の者との縁組、 た豆津御番所に比 は厳重 写三) には、その (12) 一般の農民につ つけ……若し妻子なくば父母、 佐賀県史』 で 15 か その身を つ し 他領 いては の説く たば ようで 「郷内定」に ^ 「籠の あ の出奉 17 と 15 ある 0 っ そう Ł 父母な きび ごとく ļγ れ にその感を深くする。 賃取りなどが禁止の対象とな て、 を赤司寄合という名で聞えて ば、 賀藩の政策として領内の士 しかったと思われる。 `』と嘆いていることを述 他領との人の出入をきび くば兄弟籠舎せしむべき 『葉隠』には浪人の身 しか しさ

々土産を求め持帰り ことであった。 、上方珍敷事共を咄聞候 の出ることを禁じた その対策として城下伊勢屋町に大神宮を勧請し の は、 得 は、右を見聞候者共うら 労働 力の流 出を警戒 し P tz 0 の カ所 旅行でも「名所旧跡見物等且 、に贅沢軽兆の風になびく の札詣りも領内で行なう

の

ある

らうに指導していた。

外に旅することが まれて 円に「八幡産宮」 幸津橋右岸堤防の下 できな 故老の かったの た。 15 で、 と刻銘が うところによ くり この祠に詣で で h. れば、 裏面 に天保 領

このような士民移動禁止ないし出入国管理の措置は、いう

れた彼は早く (一七八三) 二重鎖国とい 七月七日、 も事の しに民家で を通 意味を看破 当時 つ る て佐賀城下 して次 で あ しきもみえず に泊る。 って の ように記して て有名な古河古松軒 鹿児島藩と佐賀藩が に記している。(14) 、所かわ 前記の伊勢大神宮 は九州を東か ٤ に著名であ 5 一巡し、 の話を聞いたのであろう。 る。 かり つつ、筑後川を渡って佐賀 代はやや下るが、 その日久留米を発って、 天明三 旅行に

0 し穴をこしらへ置て 人を罪せる事あ (さらに 人命の重きを知らざら 注して) 参詣、 bo 予諸州をめ て事を済す 玉 人を落せる道理にて、 (藩) を云。 ぐりて其国々 ん人ぞかな 家法といふは天下 甚便利の 勝手づ の風俗を見るに 制度に の法ならず て、 法な ŋ 玉 国法 の 玉 て、 と称 を せる 勝手づく 制成 家法をたてし 、の私の法なり。 ……是孟 以は家法或は村法などと称 >すまじき法にて他国にな 人も罪のなき



写真IX一 4 幸津橋際の八幡産宮

孟子のいわゆる落し穴にはめて人を罰する措置としてうけとられたのである。 彼の いうところは改めて説明するまでもないであろうが って いうならば基本的 るとは限らない 0 人権とも解することができる。 人命の重きを知らない 、藩法や家法というのはお家の 人はなげかわしいといってい そういう目で佐賀藩の出入国管理の制度をみるとき、 るところをみると、 法規であって、必ず 天下の法理 しも天下の

長崎街道の要所である故に、 轟木御番所はとくにこの点で重要であっ たと考えら

1 近藤典二 『鳥栖地方の宿場』(鳥栖市史研究編第 五七頁。

- 2 『疏導要書』上巻(佐賀県立図書館蔵)
- (3)(5) 鍋島家文書 (佐賀県立図書館蔵)
- 4 木原武雄『新鳥栖市史』二三八頁 (ただし原資料の所在不明)。
- 6 『北茂安村誌』二九六頁。
- 7 鳥ノ子御帳写二 (鳥栖市史資料編 第三集 三三夏、 五人組に つ
- (8)(9)(1) 前掲 近藤『宿場』五八 頁 五九頁、 六〇頁。
- $\widehat{11}$ 『佐賀県史』中巻 一六一頁。
- $\widehat{12}$ 前掲資料編 第三集 三五頁。
- 「天明三年神埼代官所御説諭書附」(資料篇 二八頁)。
- 「西遊雑記」(近世社会経済叢書 四九頁)。

開 進展と農村支配体制

行ない、 を得なか 削減と、 りかえされねばならなかった。 新興門閥への配給にあてることが必要であった。 他方における加増が重要な要因となる。 が龍造寺の旧領をほとんどそのまま承け継 同時に藩政にお そのことはそれらの諸勢力の経済的基盤であるところ 15 て龍造寺の旧門閥と鍋島の新興門閥との交替をは しかもそれがゆるやかに実現されるために いだことは、 前述のようにこ の藩に中世 かるた の配分地(領地) は、 め、ゆるやかな改革がく 的伝統的性格を残さざる 新しく の 農地の開発を 一方における

矛盾を最大限に緩和したことを忘れてはならない。 成富がとも てこれに努力するが、 徳川政権 て長く謳われ 加藤清正の熊本藩と佐賀藩である。 ような政治的意味をも加えて評価しなければならない ・勝茂の藩際外交の成功によるものが大きいが、 に戦国以来、 佐賀藩では右に述べたような意味においてとくに重要である。 朝鮮の役にも勇名をとどろかせた武将でありなが おける諸大名の転変動揺の中にあっ は、 正にこのような理由によるのである。 佐賀藩 のばあ 近世初頭、 他方、 のは、 成富兵庫茂安がとくに有名であるが、 内にあって農地の開発が進展し 国内平和の回復とともに、 強力な国一揆を誘発し 佐賀藩におけ 5 る平和的政権 近世初頭における農地開発を、 1,5 て失敗し たるまで水利土工の功績者と 農地の開発は各藩とも争っ て、 交替が行な 藩内の門閥間の対立 肥後の加藤と肥前の た佐々成政の跡をう われたのは、

て

いるの

で 城原川横落水道、 小を確保した精巧な工事で 五反三歩の池などがすで その影響は上流であ 白石三法

川を堰きとめて分水

寛永三年

(一六二六)

下野村あたり約一五〇

図IX-2 幸津井樋を中心とした安良川治水推定

ので、成富兵庫の事業であることを刻んだ石碑が、ので、成富兵庫の事業であることを刻んだ石碑が、ので、成富兵庫の事業であることを刻んだ石碑が、ので、成富兵庫の事業であることを刻んだ石碑が、ので、成富兵庫の事業であることを刻んだ石碑が、ので、成富兵庫の事業であることを刻んだ石碑が、ので、成富兵庫の事業であることを刻んだ石碑が、ので、成富兵庫の事業であることを刻んだ石碑が、ので、成富兵庫の事業であることを刻んだ石碑が、ので、成富兵庫の事業であることを刻んだ石碑が、ので、成富兵庫の事業であることを刻んだ石碑が、のであったと思われる。

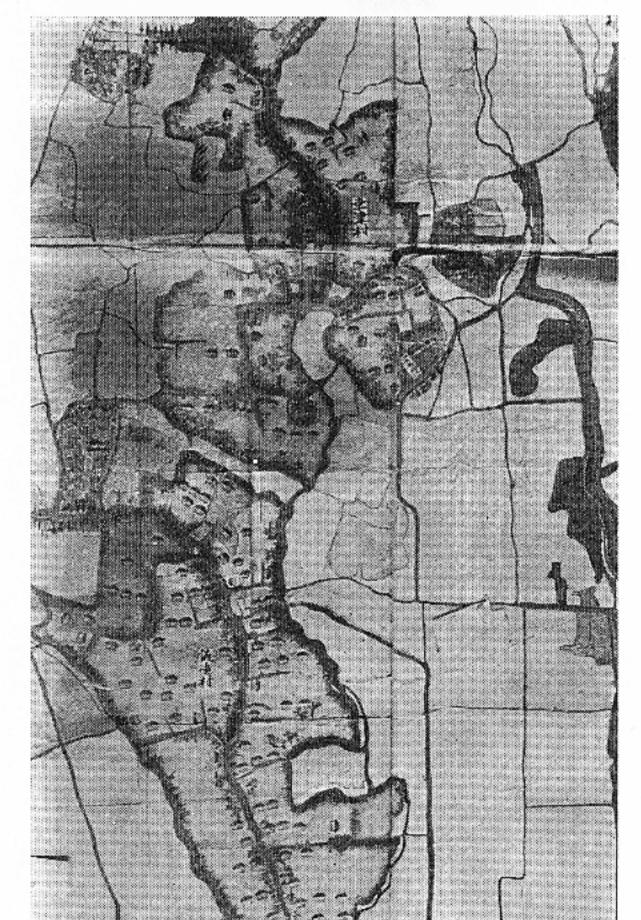
はわち安良川右岸に朝日山東際を起点としている

一つかの霞堤と幸津村の所在する 小台地などを利用して安良川の 小台地などを利用して安良川の 地の水田の灌漑源として、幸津 地の水田の灌漑源として、幸津 地の水田の灌漑源として、幸津 があり、現在はいずれも幸津 区の管理にかかり、幸津井樋に である。

しめした石倉築堤であって、東その霞堤の最大なものは図に

。 (1) 十の石垣を築き、 川底に は多く の捨石をお いく て固 め 「豪雨 際激流 ノ奔流 スルモ破損決

の最 地区村田に と成富兵庫の私領で あ かるに から ,導要書, つ る では、 太刀洗 の灌漑地域を三根郡中 の 水を樋管 導 池を築いた。 に導き、 原、白壁、赤尾等の諸村であ 沼川の水をあわせ これも成富の



『真IX一5 享和絵図による幸津村と儀徳村

に石樋を完成するに至っ

て壊われるので、

石樋を設ける

ことを望み

十年乏し

金を貯めて

かるに木樋は

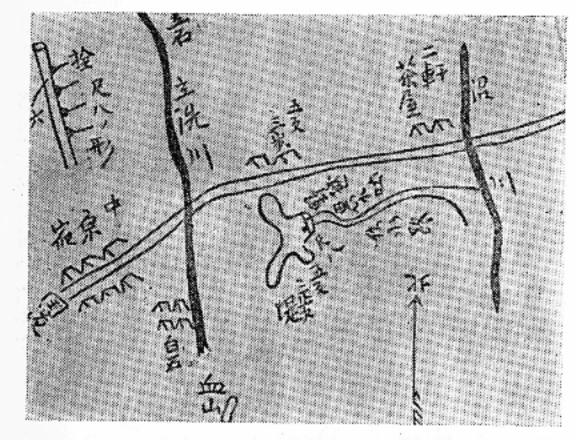
で

0

間に停滞する

の

岸低平地の開発が ちじ とは明白である。 これらは茂安の主導 の制御と五反三歩 『疏導要書』 儀徳 寛永年間には 江島・三島方面 『偉人成富



五反三歩池の灌漑系統

「偉人 成富兵庫」より

高は五、

七〇七石で

一石でおよそ倍増であ

山口良吾氏の計算に

養父郡の慶

長十二

後の

な

ても後に述べ

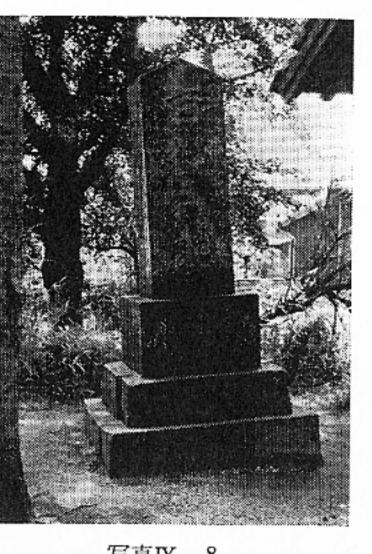
の地区

て治水の問

写真IX-7 享和絵図による不動島村と田出島村 一享和元 (1801) 年養父郡之図一 (県立図書館蔵)

野老松宮には写真 当村では堤を築き樋を設け の趣旨は次の ようで げた大きな石樋記念碑が建っ 一帯に 土地が ζ'n で強雨 62 これは 治十年に建てたもの り豊筑の水が漲り来るの

553



一事業

つ

て旱魃

の

かゝ

完全に免

写真IX-8

た課題で

不充分

を待

5

それどころか現在一望の水

を自由に行なうことは戦後の

る。しかもこの石樋新設を以

下野老松宮境内の石樋改築記念碑

で

る

から、

その発起はおそくとも

あり、

成富の事業が未解決で

田地帯 たと思わ 大豆 で る下野 な佐賀領 麦などの と桑で 三島 の事情であ ように、 辺 の地区 つ の 旧干拓 る。 と故老は語 延宝か で で つ も故老の記憶によ 17 つ ら天和 にそ は 安良川 5 で 般に につ 幕末に か 木 れ なると若干 れる風景であ て磯野寿延記に を 一六 漑水の 七三~ だて 宮浦 Ò 棉や た 田代領に 六八三頃) さとう 不足 神辺村 お ŧ S, な どう え る。その場合の作物はもちろ られたと考えてよい (後述)。 て記されているものも数か 7代官所副代官賀島兵介の治 っであったか。 R発当時も恐らく同様であっ ・クリー 瓜生野町裏櫟木堤、 クが点々と残されて ここでは前VI さらに

に活躍 15 右 の原 重谷 Ø は元禄二 の 田 で ೭ であ 磯野寿 **八庄屋で元禄期** (一六八八

をみ ると佐賀藩 15 おける 富兵庫の事業は時期的に に成 富兵庫 の 功績が め 価さ るで ٤ 分 し、またその規模もいちじ

前記の Ŀ う に八五年間に石高が 賀 の 治水、 (藩の 灌漑、 0 地域 倍 増 では 五反三歩池に した ح ح お よそ寛永の末ごろ に よる灌漑の体系を整えたとみら な つ て いく くう うま 一六四四) でも な までに の れ は 筑後川 その 地がほぼ倍増したことを意 にめ領主側推定ではあるが に対してのいちおうの築堤

題を遺 する労働力の すこと 賀藩 不足で と つ あ 0 経済基盤 そ の -の は 大き 前 17 ŧ な充実で 述 ~ た水旱の ある の ۲ 災害 の振幅 は相違 が な 増大 が 同時 て ځ である。 後代にわたってこの地域に その二は増加した

よう お 要があろう な農政を行な つ かゝ 0 そ の 問 題 に 入 る 前 に 順序)て佐賀藩の農村支配体制

貢は当該配分士 後者は前述の に収納さ (田畑) の諸藩 Ĝ ように三支藩を は蔵入地 ので と配分地 る。 はじ に分れ め 大門閥 ころで佐 で て 7 かゝ る。 ß 17 は三五石 者は藩 つ いく ベ 説 に の 明す 直轄地 1,5 お りで る の で で あ が互 地からの年貢納入は庄屋を いに分散しており、 に給与されており、)年貢は直接に藩庫に収納 その年 したが

であったか、換言すれば排水

こることができる。明治十年

ただけの意味であるが、その

を

の農民が関係

これを原史料に基づいて整理

うに配分士には一人の農民が専属するのではなく多数

のは与左衛門の外に惣左衛門が出てきている

のよ

107

861.08

久布白氏配分地を耕作

彼はそのうち五百石を立石村にもって にする。

給せられた土地とその耕作者ならびに年貢額を一筆ご 久布白又右衛門の名もそのまま伝えられてお 「享保拾弐年 養父郡立石村久布白又右衛門殿御田畠帳」によったも の帳簿を

至るまでほぼ次に示すような仕方で停滞的に推移した と考えて差支えあるま ような場合が当時としてはむしろ一般的であったと思 物成高も変って そうだとすれば、 いないことに注意を要する。 配分士の支配体制は幕末に

「壱本松三角」は土地の所在である。 そこで右の「御田畠帳」の 屋舗に大別されるが書式は皆同じである。最初の 久布白氏の支配す ての地番決定に際して解消されたも し五本松の地名は残って 一班をし 現在の鳥栖市立 すと写真以

久布白配分地を耕作する農民 民 屋舗 農 面積 与左衛門 160 :27 5. 27 一本松~五本松、一本杉 11.10惣左衛門 一本松、三本松、四本松、一本杉 八郎兵衛 68. 25 10 9.05 3.27七右衛門 220.2115.21 12.15 勘左衛門 139.02 3.27 10.04 三郎兵衛 81.04 千左衛門 89. 29 二本松~五本松、一本杉 吉左衛門 23.09 二本松、三本松 1.04 3.06 作左衛門 19.09 三本松 3.06 1.24 四本松 文左衛門 正左衛門 2.18 九 介 7.03

ば、佐賀藩の特徴は、

この米の量が

一般では石盛と称

れる者で、土地表示に傍書されている米五斗四升四合

る農民である。

その下の与左衛門は、

在を確認することができる。

これが享保当時のままと

にあたるものであ

59. 16 49. 06

立石町市営住宅附近がそれ

次に地名を肩書に

した太字が土地そのものの表示で

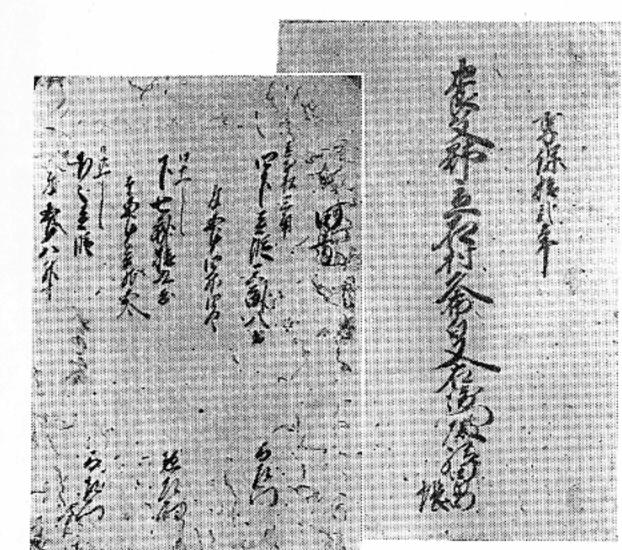
「四下壱段三畝八歩」は、

土地の等級(下の四等)

する収量を意味するが、

佐賀藩では年貢そのものの量

注 享保12年「養父郡立石村久布白又右衛門殿御田畠帳」により計算。



写真IX-9 久布白又右衛門殿御田畠帳と本文の一部 (立石町蔵)

合

耕作面積からみれば大小さまざまで

この御田畠帳に登場する農民は

門の場合も 久布白氏以外の田 同様で は彼 ある の場合は ある。 逆に九介の場合は屋舗だけ久布白氏 [畠を耕作] 屋舗を与えられて 蔵入地を耕作 であ て 可能 ると判断 の で、 ある 3 恐ら る から受けて の で ある の配分士から与えられていると推察され 同様 1,5 耕作の大きな与左衛門や七 衛門が極く零細農であると (屋舗にも年貢はかかる)、田

係であ 要する つ てもその耕作地は分散混在して たわけではな に佐賀藩の場合は配分地と 15 ٥ かえ いく れば人的関係にお って も分散 た ことは表に して いる 13 お ても の である 錯綜 て明らかに看取され た結合が 5 3 農民 る で て ٤ あ の ろう。 ことになる。 係も必ずしも専属隷従の関 また、 耕作農

散在し T いて 支配関係は な支配 一本で 耕作 関係 ある かゝ と ら単純である ある配分地 の 年貢徴収 は 他の諸藩 いく に とほ して行 ぼ れるか。 に庄屋がとり行なっていたわけ 蔵入地の場合は土地は

か の の資料か び久布 も明ら であろう。 白又右衛門 現実 • 混在 かに確認することができる。 は 前 して の配 表 かも前述の 17 ζſ お た くり の 外に した ようにこ が 有 っ 田亀 て に 乏助 れらの配分士は農村には居住 一人の農民が何人も そうだとすれば一人の農民 雜 で ٠ 成松新兵衛 あ ۲ の 立石村 ・三上新 の領主の田 に 九 お に対 して 畠 を耕作することがあり得るし、 配分士相互間で年貢徴収の競 左衛門・中野又兵衛・洪助之 のである。 -2でしめしたように、 ま

な複雑な事態に のち大庄屋制を廃 対し して配分地庄屋にあたる て佐賀藩では 初期 には蔵 入地大庄屋 のを点役庄屋と称 • 庄屋、 配分地大庄屋 配分地の複雑な年貢関係を ・庄屋と二系列の庄屋をお

る 建前で つ の 任にあ たる てよ の である。 佐賀藩で 庄屋と点役庄屋と二人の庄屋が存

いず ح の職務分担などなお研究すべき余地が多い う佐賀藩の基本的特徴から導き出される第二次的特徴なのである も圧屋二本建も佐賀藩の特徴であろうが、 他に 重要な夫役関係 の 務 が、 があ 今日のところ『佐賀県史』 ると考えられ うまでも T お くそ り、 れ 年貢徴収 地がた 巻が最も 以 外 制 0 の残存、)精細な説明をなしている。 (5) 村仕事・村役についての庄 知行地の分散的形

および労役なども含めて考えられるが、 名目で 年貢そ これに付 加される付加税的なもの、 のに つ いて述べることとする。 ここではまず田畑にかぎってみ 田畑以外の産物や収益に対 広い意味で年貢と ていこう。 ζì て せら 田 畑 か らの正租だけでなく、 る小物成、 その他の掛り物 いろ

近世 の年貢算定の方法は、 のが基本であ 型は右のとおりであり、 った。 まず 田畑の標準収 このばあ い石盛の寛厳、 したがって各藩もそれ 公量を 押え 免の高低 (石盛と称す)、 (徴収率)、 にならうのが これに 面積の畝 一般であった。 延び 0 の程度等、 (率(四公六民等)を乗じて 事情はまちまちで

真実の定租ならば検見の 標準型では平年作基準が建前である)。 7 しかるに佐賀藩は独特の方法をとっていた。 とは前に指摘したとおりである (写真) いが、正確には必ずしもそうではな 必要はな その定租はその基準が平年作よりかなり 11 このことは佐賀藩では定租であるのに春秋二回の検見をすることで証明される。 の で ある。 また、 ここでは地米と称してそれぞれ -9参照)。この地米の計算には右のような 15 一般の検見法で ٥ このような佐賀藩のやり方は租法からいえば定租 (定額法) 上に定められ れ ば年貢量を決定 するための豊凶の査定であ は標準型の手続きがとられ とに注意を要する(一般の ごとに取り分 (年貢) を示

り、出来秋に一回実施すれば足りる。(6)

定額が相当な豊作を基準としていることを意味している。端的にいえば、 やかな方法に聞えるかも知れないが、 いという方法なのである。 減免の量を落米といい、 佐賀藩の租法は減免を前提とした検見付定租であり、その検見は減免の基準を求めるために行なわ 事実は反対で、毎年検見によって減免調整することを制度的にきめている程、 春の検見で減免されたものを春落、 相当の豊作でも農民には必要最小限しか残 秋を秋落という。 減免付定租といえば緩

由にならざるを得ないであろう。 たのである。 したがって佐賀藩では春秋の検見は最も重要な行事であ 春の検見とは田植の状況であって、 ただしそれが人手不足等によるものであれば、 水害や旱魃あるいは人手不足で田植がすんでいなければ落米の理 り、藩内 15 っ せいに行なわれた 代官、 庄屋などの督励の怠慢とされ 秋の検見についてはいう

余り重要ではないし、 年貢のうちで特殊な雑税は小物成とよばれ、 また資料的にも明らかにできない 格されて 庭木、 果樹などに課 せられ るも の であるが、 これはここでは

米も反米も単なる付加税としての性格に変っていったようである。 る五葯の反米を差出すことにより、 より重要なのは懸り物といわれる付加税である。その第一は口米と反米があり、 の四葯にあたる量である。 代官(郷方役人)の給料にあてられるものであった。 反米は元来、農民の夫役の代償として納められるもので、したがって本米に対す 農民は夫役を免かれる筈のものであった。 四部とは四哲の意味で本米(地米から落米を控除した しかし初期はとも角、 四部口米と五部反米といわれた。 時代が下ると口

第二は、すでに寛永年間には始っていたところの夫役代米の重課がある。 れを夫米または夫料米という。 重課と

占めるようになっていた。 たのであるから、 は右に述べたように反米そのものが夫役の代米として出発しているからである。 夫米はまったく名目的でしかも三重課税であったといわねばならない。 しかもそれにもかかわらず、郷普請のような土木工事には農民 は、 れは上米に対して一五शを 実際に駆り出されて 15

かなうための貫米があった。これはその性質上、必要に応じて徴収される筈のものである。 第三は右の郷普請に対する竹木縄代、 庄屋の使用する筆墨代、交際費、 その他村の生活のための祭り費用等々をま

ち反当六斗余 おける収穫米と納米の割合について研究されたところによれば次のとおりである。(7) 三年平均におい は同じく五ぎ、 これらはいずれにせよ正規の納物であった。 七शにな りの取り米は絶対に必要なものであったろうと思われる。 夫米は同じく一五智、貫米は同じく四智、したがってこれを合計して収穫米に対する割合を求めると て、 った。この場合 収穫米に対する貢米(本米)の割合は四三・五點であり、 の反当収穫米は約一石六斗であり、 城島正祥氏が明治初年における旧佐賀藩美麗(能役者の集団)の給田に 当時の農民の生活維持 口米は貢米 すなわち明治二年から四年までの (本米) に対して四智、反米 に対してその四〇葯すなわ

敷まで馬に負わせて運ばねばならなかった。 充分に精選乾燥した上、 かし農民が実際に生活面を通じての出費や負担はなお雑多であり、 以上は佐賀藩としては このようにして佐賀藩の年貢関係の徴収制度は方法としても徹底しており、 人の査定に合格しなければ再調製を命ぜられるからだ。 丈夫な縄叺をこしらえ厳重な包装をしなければならぬ。これにも いわば正租であり、公式に徴収される租米である。 さらにこれらの租米は蔵 それらにつ したがってその納入にあたっては、米は 種目としても多岐にわたっていた。 いては後に改めて詳述するであろう。 入 多大の労働を必要とした。 配分とも佐賀の米蔵や屋

|中にも大事ニ付、船積相願候」という事件がもち上った。この場合、有馬圧兵衛は中野幕末になって平田村の庄屋有馬庄兵衛が中心となって「御屋敷御物成年々御飯料米とし 中野神右衛門という歴々の藩士 て月々馬より附出候儀、 百

置所無御座由ニて一向ニ御受納不被成」という返事であったので、 て御蔵の修理費にあてたのである。 のために拠出する村費でもって領主の御蔵の建直しを行なった。 が困難するから船で運ばせてもらいたいと願ったのである。 の被官であ り、その配分地の点役庄屋であった。 その年貢米のうち、これまで毎月の飯米を馬で佐賀まで届けてきたの ところが 「御蔵建所悪敷候処より(飯米を一度に届けても) すなわち村役は村から受 庄屋・村役が相談して 村からこれらの村役の手当 ける手当を実質的に返上し

あった。 出ていたが、 またこれまで佐賀津出之砌、昼飯持参で出かけていたが、 返事は「是迄之格も有之候て、 新穀より十月中迄之内ハ前格之通、 これからは昼飯の儀は御屋敷 其後ハ持 参ニ不相及」ということで ニテ喰わせ下さるよう願い

になっていた。 そしてこれらの納入期限は霜月十五日限りと定められていた。 五人組ニ これは幕末の弘化二年 (一八四五) のことであるが、 月限を 以尋させ、 夜逃をしても期限つきで五人組に探させ、 若於不尋出は、 走候百姓之年貢五人組並本人之従類中蔵納可 もし探し出し得ないときは五人組や親 貢米の運搬だけをとっても苦辛の もしこれま でに納めず、 類に代納を命ぜられる仕組 程は理解できるであろう。

注(1)日本土木学会『明治以前日本土木史』

- (2) 佐賀県耕地協会『佐賀県干拓史 乾』五五六頁
- (3) 『基肄養父実記』 (鳥栖市史資料編 第二集 五一百
- (4) 『磯野寿延記』(鳥栖市史資料編 第二集 一四八頁)
- (5 『佐賀県史』中巻 一五六百
- (6) 『佐賀県農業史』二四頁。

-)『佐賀県史』中巻一二六頁
- (8)(9) 庄屋庄兵衛『弘化二年御配分役内日記帳』(鳥栖市史資料編 第三集 三五 六頁
- ご)『鳥ノ子御帳写二』(前掲資料編 第三集 三八頁)

領(に)出申儀無之国法」(郷年譜地取)

が強く維持され

た理由

0

一つは、

さらに

すな

わち

「領内之者も

第一節にあげた領内士民の出国制限の措置、

正に一人でもその労働力を藩内に確保するためであった。

士の帰農を寛大に認めていた。それはもちろん足軽、従士クラス

主であ

ったが、初期には直人(藩士)

の場合にも認めて

いたようである。

写二」の条目の中に、

「武士の耕作は禁止す

民生活

という方法であった ように のである。 佐賀藩 のであ の年貢徴収方法 つ た。 したがって不作の場合はもとより、 は、 豊作を前提とし て高い 年貢 豊作の場合でも (地米) 割りあてておき、 しぼれるだけはしぼり尽す それを実

佐賀藩では右に指摘したように年貢徴収方法の建前から 封建時代の農民はどこでも のような条件においては、 それだけに農民自身の災害に対する抵抗力が弱か 生か ったん凶作や病気に 4 ぬよう に殺さ お ように そわ つ たと考えられる つ Ţ ると、 農民は という政策で 農民生活 Ç٦ ギ が 造的 ギ に ない 低生活線上を常に低迷して 生活を強い とは 容易に られて !想像でき いたが、

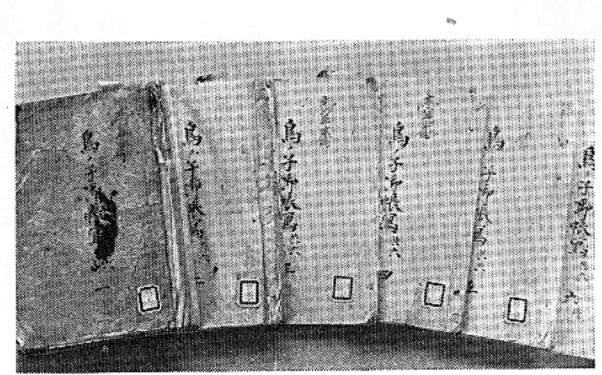
をあわせて流れ下るのであるから、 そのうえ、 久留米領の弱小堤防はマ とくに筑後川に面する堤防が豪雨に対して常に決潰の恐れがあったこ し千栗堤防が当時と 養父郡の低平地、 つ て三根、 神埼の沃野を護 すなわち前節で述べた新 しては有名な強固さをもっていただけ ナスの影響をうける 尋常の堤防では防ぐ ったが、 のである。 それとても万全でなかったことは後に明らかにするとおりで 0 は困難である。 い開発地帯は常 K 次節に述べ に旱水の である 被害 ように成富兵庫は干栗の大堤 上流である養父郡、 さらされて 筑後川は豊後、 いた。 その原因 両筑の水 田代領

養父郡の低平地は冠水にさらされる体質をも 筑後川 が満水のときは安良川その他の小 って いく の排水が でき な いり たが つ て堤防が決潰しな

では充分でなか んど無力であった。 成富兵庫の開発によって 新田は倍増の勢をし った。 すなわち、 下野、 三島方面は上流からの余水を利用してク この低平地は雨降れば水害、 め 降らざれば旱害という二重苦にあえがねばならなかっ が IJ の 灌漑源 クを設けたり ೬ T 幸津井樋や五反三歩池だけ していたが、 旱魃にはほと

賀藩としてはさらに重大な困難をかかえていた。 不足を相対的に激化 いう問題である。 かしながら、 そのうえ藩政初期に養父郡を筆頭とする新田 いるのであるから、 常に最低生活線上をさまよい、 これらの困難は土地条件のもたらすものであ したものと思われる。 労働人口の増 加を期待することは無理であ それは労働力の不足と その上災害の危険にさ 0 開発は つ

写真IX-10 鳥 子 勝茂の時代に編まれた佐賀藩の法令、令達の 集成で佐賀藩のいわば憲法(県立図書館蔵)



あるので、

達せられている。

このことは当時の佐賀藩農民の生活がいかに不安定であるかを反証するものである。年貢が苛酷で

は当然であろう。

しば引用する 「鳥ノ子御帳

」は藩政

0

初期から中期にかけて発せられた法令、

毎年それぞれ

の耕作者を確保

するこ

とが地方役

人の最大の責任であることがくりかえし

達示類の集成であるが、

それに

ある状況の下

農民がその労力でやれる以上の耕作をしぶるの

例えば、

実施された

農村の実情としては余りの生活難のために、常に耕作

の放棄、

離農、

逃亡といった事態

このような政策が

「武士」の帰農を認めたのは労働力不足の対策と考えねばならない。

て佐賀藩の農民層のかなりの部分を形成して

般には考えられ

な

ことである。

その代

それらの又家来、

いたのである。

って藩政初期

の混乱

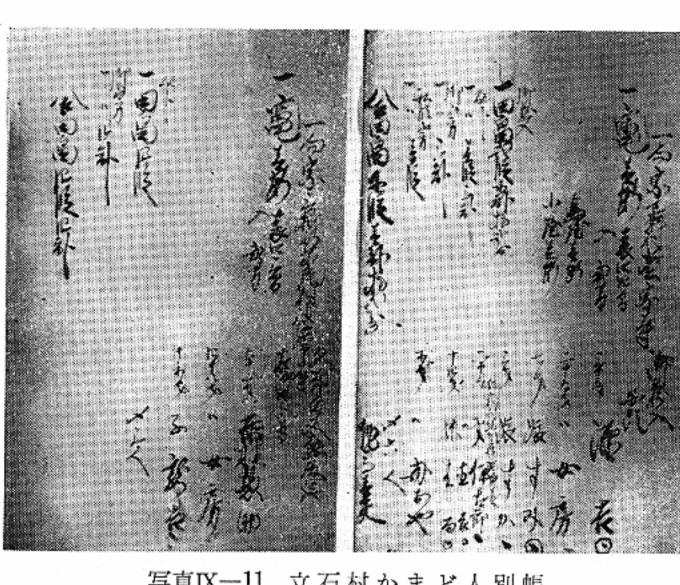
の時期ならばとも角、

体制が整って

からは配分士が帰農するこ

被官あるいは無禄の軽輩

るから代官 らず滞りのある場合は直人は知行 庄屋の下知にいささかも相背かず、 切米取上げ、 難き者は百姓同前 上納少しも滞りあるまじく堅く申し定め 又内(陪臣・又家来)は主人の責任が問わ のこととし て認められ れる」と定められている。(1)おくこと。それにもかかわ ただし百姓同前のことであ



写真IX-11 立石村かまど人別帳

第2葉②をしめす。時代は本文説明の享保年間より かなり降った幕末であるが農民の耕作関係をよく語ってい る。一般農民である源吉が組頭であり、久布白氏の被官原 野惣助はその下に属している。源吉の5反1畝12歩は御蔵 入、御山方、配分、私領山方の4種目に分れ、原野惣助の

4 反 4 畝は配分と御山方に分れている。源吉の長男伊太郎 は当村惣兵衛宅に身売りとなっている。(小柳典生氏蔵) となり、 米を負担した 組頭、 鹿児島藩では 士である以上 のところであ た武士は百姓 姓同前であっ 納める規定で べると佐賀藩の帰農士は藩経済にくみ ここで注意 った。 られるわけで、 藩経済か 庄屋の 搾取 からは独立していた。それに自ら耕し自ら食うだけであっ が、年貢を負担することは るが、 ある。 を郷士と称したことは周知 佐賀藩以上に帰農した武士 の対象となるわけである。 と同様に藩経済培養の基盤 下知に従い年貢を滞りなく て、五人組の一員ともなり すべきは帰農した武士は百 若干の軍役に相当する租 鹿児島藩の郷士は武 鹿児島藩の郷士以下 いいかえれば帰農し

が正月になったら早速耕作に専念するように取計らいなさい。 ら代官は村々に出張し、 る場合は代官の怠慢である。 前を以能々其心遣可仕事」。(4) 早速(当方へ)届出でなさ 「田仕付肝要之儀候、 耕作一篇二仕候様二可令支配候、 早速可承候。 農業人員と年貢高のバランスを考えて、 師走初より代官郷内(へ)相部、 附言すれば、 すなわち上地 (耕作放棄)、 というのであろう。 すなわち田の耕作に着手することは大変重要であるので、 もしずるずると耕作放棄の田が 自然年明候迄田仕付於延引は、 そうしないでずるずると年が明けるまで耕作着手が延 また 年内にはその計画をたて 農業之人数と地米員数相考、年内早、仕舞候て、百 未進 (年貢未納)、 「上地未進並百姓之出 ある場合は、 代官可為緩事。 百姓の出入(移動)、この三カ条は (耕作者を確定し)、百姓ども 入此三ヶ条ハ、 (別に) 申付ける方法も 附 自然上地田有之 師走の初めか 畢竟代官緩 567

129, 890, 576, 9 石合 23,559.693.2

が多

注 城島正祥氏による (『佐賀県史』中巻 199頁)

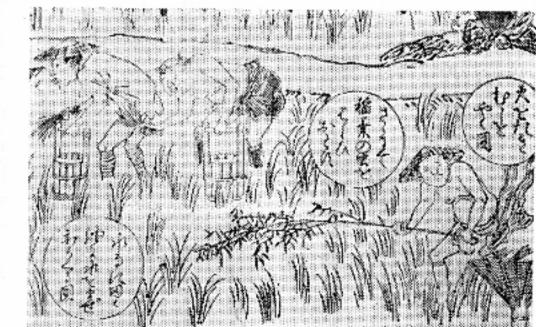
表以-5 田代領享保大凶作の被害状況

					田i	畝	数①		田	腐	畝	数	2	2/1	
基	肄	郡	<u>.t.</u>	郷	∭ 310.	反 5.				町 242.	反 1.		歩 11	78	%
基	肄	郡	下	郷	420.	0.	9.	10		350.	3.	3.	5	83	
園		部		村	107.	9.	3.	25		74.	3.	1.	29	80	
養		父		郡	409.	3.	0.	3		328.	8.	1.	14	80	
台	ì		i	+	1247	4.	1.	29	1840	995.	6.	3.	29	80	

注 長野選氏の研究による。

①は「田代覚書」 ②は「田作虫の腐大損毛ニ付御取行方被仰渡候御 書附」による。

り未曽有の ように耕作者を 写真IX-12 油による虫追い 人災の要素 であっ



水田に油をまき笹の葉で稲葉の虫を払い 落す図で享保の虫害にも用いた(大蔵永 常「除蝗録」後篇一天保15年-より)

に

るために、

あ

0 の陳情を認 であ つ 九〇石、 養父郡 で め も年貢を上納 で 東 な っ の給与 わち田代領 で の あ す で 17 平 結果的 で れ に対 17 ----支える 質本藩 な で の わ ある。 地では九캙ではあ すかにただの三七俵にすぎ 度々減免と延納 七七〇俵に比すれ 貸付等救済に努力 につ とに

七年の 例年 夏か の 0 冬で 夏ま で つ つ 63 佐賀藩 あ で Ø る 草 食用にされたが、 所に 粥場が建て られ

つ でた ど つ つ 落命

の 均で に三七万 実に 0

0 つ

写真IX-13 享保飢饉による餓死者の 供養塔 (佐賀市 仏心寺)

一年の死亡者約

編第一集74頁)より集計(長野 選氏による)。 八三人を数え 日まで 0 の 数字 0 周到 七 影響のあ の影響であろうことは想像に は 一二、〇一三人であり、 た前年の半数をこえ

表IX-6

享保飢饉による田代領の

1ヶ年

1月中

2月中

〃 2ヶ月合計

″ 14~16年平均

312人

64

119

183

約250

死亡者

享保17年

商富民に直接の 救済金の拠出を求 秋には麦の早播を

の惨禍を 庄屋大庄屋 代領で つ で の 業で 虫害対策は 救済事業 Ó と思わ の 配給や 対 の あ 不可 12 廻送を得る で 0 5 ば三七 万 して実施されて たこともある ち八万人が餓死すると ると士民ともに飢え や早粟を代作とす る のであ つ っ

ちおう の終熄をみた翌十 八年十二月十 九日、佐賀藩の責任者は幕閣に召喚さ れ 大目付松平讃岐守、松平伊

饉として伝えられているが 郡別にこれを明らかにすることはできない のことであったろう。享保十七年の霖雨につづく虫害は、西日本各地に未曽有の被害を出 の免除、藩借米の償還猶余などを達せられた揚句 豆守列席の下に御用番松平左近将監より今回の飢饉に際し、 は差控を命じられてい は毎年のようであったといっても不当ではない (一七六四) 佐賀藩を襲った災害は、 頻繁の度を加え被害統計を作成することができる程である。 る。 これより前、 決して享保十七年の虫害にとどまるものではなかった。 中でも佐賀藩に対してはその不始末は人災であると幕府から 同年の夏には佐賀藩の困難が聞えたためか、 ٥ 史料の整備された関係によるかもしれ (宗茂公御年譜) のことであるから、 大量の死者を出した廉によっ ただし、 極端に ۲ ないが、 それは全藩の統計であって いってしまえば、 責められているのである。 し、後世までも子ノ年の飢 て咎をうけ、 ような処分もおそらく当然 らの大目付より当年の礼物 それはとくに明和 藩主鍋島宗茂 水旱の害

養父郡にも同様の被害があっ る。 初日は肥前肥後筑後は大雨洪水であったが、 こえて天明八年 (一七八八) 五月には神埼郡城原川田手川方面の堤防が寸断されており、 損所余多出来、 は久留米藩の事情として、「八月暴雨洪水、小森野堤壊崩、 そこで養父・三根の郡名があらわれる記事を野口治七郎氏の労作によって二、(6) 同じく安永五年六月にも「今度大雨洪水にて所々切渡」した地域として「三根養父之 二十四日より二十六日まで通路留候由、 たものと思われる。 佐賀藩にお 翌寛政元年八月には久留米藩側で小森野 其上轟木御番所川御境石洗倒候」 いても「水下に相成候郷村」 水市街に浸水す」とあり、 三拾えば 養父郡の冠水もまた疑いない。 とある。 に三根・ 堤が再び崩れ市街浸水とな 内土手、 これは同郡の報告なので、 明和九年(一七七二)七月 同じく安永八年に 養父の諸村がみえ 川土井、往還筋破

同じく三年 (一七九一) 筑後川の 「水勢強く千栗の本土居江口村其外所々 の土居切れ 三根、 養父、 神埼、 扨又御

を浸し、 ち、 いわれ、 城下高尾辺まで水払ひ来り一面に大海の 至つて困窮の者共忍々袖乞にも罷り出で候者追日相増し候様相聞候 翌年には虫害がはびこり「当秋大損毛の儀、 舟ならて往来叶ざる位なれば、 如く数日水滞して殊の外難儀なり 農民此が 為に飢え及ゆえ早速御蔵より 米穀を差出され御救助ありし由」と如く数日水滞して殊の外難儀なりし由、就中三根、養父辺水害甚しく人家軒 享保子年以来、 という惨状を呈した。 の年柄にて諸郷村甚だ困窮に及び、 そのう

ことはそれよりも早くからみられる事態であって、 『近年領内及困窮、其上損毛打続諸郷全零落最早到当春者、 ここには簡単であるが災害の結果、 『郷内近年打続大損毛ノ未百姓至極困難ニ及ビ、 農民が離農を余儀なくされ流亡しつつあることが指摘されている。 たとえば 安永の初め 田居付も難叶、依所カ 当春田居付難渋セシ も次 のような記事が散見するのである。 マ メ郷村ニ依テハ大総ノ余田出来 ドを倒し及飢躰之者も有之由相 しかしこ

(9) また、 る。これはともに安永元年の記述であるが、 ノ由……』などというように災害によって、 いっそう激化し、 一般化し且つ恒常化しつつあったと推定されるので 安永、 農民が世帯を倒し耕作を放棄して流民化 天明、 寛政と災害は一向に減少 つ つあることが述べられてい のであるから、 右のような

『鳥ノ子御帳写二』(前掲 資料編 第三集 三三夏

- 2 山田竜雄『明治絶対主義の基礎過程』 一八五頁以下。
- (3)(4) 前掲 第三集 三八頁。
- $\widehat{5}$ 『県史』
- 6 野口治七郎『近世に於ける筑後川の洪水と治水』 (総理府資源調査会事務局)
- 7
- 8) (9) 『泰国院様御年譜地取』 (佐賀県立図書館蔵)

573

(万貨 万石) 一売米量 -----年資量 ----- 借銀額 明 安 天 寛 享 文 十和 永 明 政 和 化 十 十二元二四六八元二四六八元三五七元 三五七九元三元三五七九一 享 文 和 化 天 弘 嘉 安 十保 十十化 永 政 一元三五七九一三元三元三匹 元三五元三匹 図IX--- 3 売米・年貢量・借銀の変動

暹「佐賀藩中期の財政と藩政の展開」(佐賀大学法律経済研究会) による

売米が に延取引で つ 売る おそら な いく で 第三、 あ ろうが ようなケースであろう。 大阪や国許で価格差を目的に はいえない。第一、第三の 第二の延取引はむしろ不 だか

主であ され 借銀額は、 り つ わ 江戸大阪長崎 ち諸事倹約 て説明に の期 か す 及ば 売米量も激減しているのが注目 ζĶ つ て藩経済の内実が低下してい まだ本格的な上昇とはなって な \mathbb{E} 0 減り寛政年間はまったくわ 許の商人から借りたものが 収支に関するかぎり最も であろう。 借銀額は明和

の登場以前に 以上の推移をた 文化にか 藩財政は再 安定 る び 悪化 つ りあげることにする。 幕末を迎えるのである。 藩 し、天保以降、 日銀もふえるが売米も急増 財政の諸政策について、 すなわち藩

け る 藩制 0 展開

農民生活は正に 農民生活 どん底に 窮乏は藩財政 つ つ とは前 意 て 述べ たと お で ŋ で あ る。 の 他方、 藩経済 例年のように水旱の害を受 は農村に立脚してい るので

本史共同執筆者で の主要な指標の で主とし てその 研究に 推移を概 つ 政中期 である 宝暦元年 (宝暦 文政) 以降幕末 おける藩財政 佐賀藩 の概況をう か 関する詳細な研究がある。(1) がうことにする。 図 IX 3

でまず重要なこ 各自 かゝ 0 藩庫の とは年貢量が 収入は 年 九万石前後で停滞 による 変動は めさ あ る の る 年貢量は の のであ 傾向と る。 純粋 九万石 賀藩 で てよい。 線を上下していることであ 前述のように大小配分はそ

家臣団に 次に 種の年貢を課 財政困難の る 売米量が て可能 て大き 定の あろ な変化 は図の年貢量 御馳走米 その あるとともに に考えら ほとんど の 年で る ない。 第一、 た。 年貢量を上廻っていること 農民からの年貢の外に 第二、 佐賀藩では明和七年 翌年の年貢を

での推移によ たことはもちろ の強権的整理と諸税 の指摘するところでは、 つ てう んで ある。 関連 かがうことができる。 の 増徴および藩内流通貨幣の増発である。 これらはそれぞれ て市 を強行 Ħ ①明和七年御馳走米を家臣に課す に 干 万人講を催させ、 年諸運上銀 の意味に お ζſ てそれ そ な の運上銀を徴収等々 ⑤同年人別銀 り との外、 ②安永元年大阪借 の効果をあげ 藩政の内外において諸事倹約に努められ ことは、 の措置がとられた。すなわち、 (過酷に付九年廃止) 五年間元利返済の拒絶 前掲図における寛政ま ⑥同八年 3

非能率で混乱 対する耕作者 に対する夫役 の確定、 かるこ してい 方を廃止 の動員なども含められると解せら ·である。 農業指導監督、 のを 「郡方」 効果をあげ して郡方に 郷村振興策 の管掌に一本化した 検見収納、 ても 一本化 の わ 荒使子 対症療 とな の でその意義は大き つ たのが 法 と称ばれる農業労働者の取締などを意味する外、 ことである。 17 とくに後者に関 す ŧ これ な しい ここで郷村取締 まで 根本 村取 的 に は 従来 とは前節に述べたような田畑に 「郷普請方」の所管に属して 局から不統一に行なわれ、 の基盤である郷村の振 河川溝筋等 興と

の把握が ۲ 一元的に行な 農政の体 たのである 郡方一元化 われることであり、 制を整えたことは、 に伴 -郷大庄屋心遣相調候様」 な 「郷普請之儀古格之通、 決して事務簡素化などの側面から考える 次に述べるような地方行政の改革の緒となったものである。 とこれを郡方 代官江 (郡代 代官) 相任儀 候条、 べき 大庄屋の系統で統一的に行なわ で はなく、 村之普請は一村切、 これによって農民 というのは、

ところがこの大庄屋は古く かゝ ら 各郷に蟠踞する旧家であ その 社会的性格 郡方一本 化という 新しい政策の担

簡の者寡く ては不適当であ かえっ し百姓 つ て中間搾取機関に 貫物を相懸け候体 その矛盾は寛政期 堕し に入る て の儀に る状況に てこれ とたちまち なっ ある趣相聞え候」 てきた。 「近年大庄屋共風俗悪 ٤ 農政 の第一線である大庄屋がそ しく郷村の為に相成り候了

からの 大庄屋の制度を廃止したのである。 したのであって、 (一八〇〇) 佐賀藩政上画期的な改革 にい つ 的な改革となった。(2)これによって明和の て領内を七地域に の末年に意図され それぞ れ代官所を た藩 力が直接に農民を把握する体 お いて代官を常駐せしめ、

配慮が格段に深く農業そのも **植費用の貸付等々の積極的手段とし** 置き候様」と注意を与えられてい この指示を前節にしめ ち他の地域よ の代官所設置にあたり、 は早速蒔次ぎ候通これ の発足 て にあっては、 やがて種子籾保管が り二年早く先発し 徴収 した春の仕付のため られている。これは三切なくては相叶わず候条、 養父郡 「三根養父水下所に限らず、 のに向けられて た年貢の内 は三根 て展開することになる。 ているの 「御囲苗」(予備苗床の官営) れは三根養父の地が前からく から良籾をえら ~く実現するのである。~(4) 神埼とともに である。それはこの いることを知り得るであろう。 に年内から耕作者を確保するようにとの注意 諸郷ともに年々御物成の内、 年に寄り苗立て悪しく不足 んで予備種子とし 地域に編成 ^ と進展 地方は これは代官所設置後、 され、 り返え 至 代官所設置の画期性は正にここに在るの つ て保管することを指示したのである。 して述べるとおり、水旱の惧れが絶え 宜しき籾を相撰び、 入資金や に及び候儀もこれあり候、 」であったからである。 試み」として寛政十年、 に比較すると、地方役人の 労働者雇入賃金の貸付、田 文化文政の中だるみ(前図 春まで籾にて囲 右体 した す

に根本対策の 第二として 殖産興業に関 しては、 天明三年 (一七八三) 六府方の設置を 以って画期とすることがで

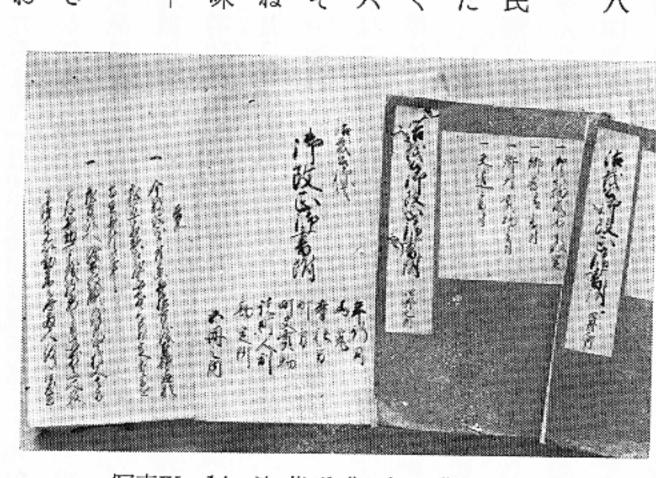
577

の天保改革によ

っ

てようや

生活の窮乏はそ つ 大き のは次の六つ 代藩主治茂 で とくに業績の の治政下 つ は搦方の干拓 河内の 右 ぞ 代官所と同じように、 古方 器である。 **所管部門に** て殖産 し両者とも



写真IX-14 治茂公御改正御書附 佐賀藩中興の祖といわれる第八代治茂は、藩政の最 も困難な時期に多くの改革をなしとげ、後代の直正 の改革の基本路線をしいた。その改革を集成したも ので、「明和御改正記録」と題されたものである。 (県立図書館蔵)

の の治下 興功遺恵碑 の 事業で (平田町) 養父三根 り事業が 従来不足がちであった薪秣、 と考えられる。 に関す 五日 一間よ 庄兵衛と同様であったろ**う**) この成功の に佐藤信渕 の る紛議 成功し 17 な H り隣村轟木村と鬼迫 った。 とっ 付 の あ の は地も 顕末を明ら 文政八

た次節でもそ

の櫨蠟製造の活動に

いて紹介するが、

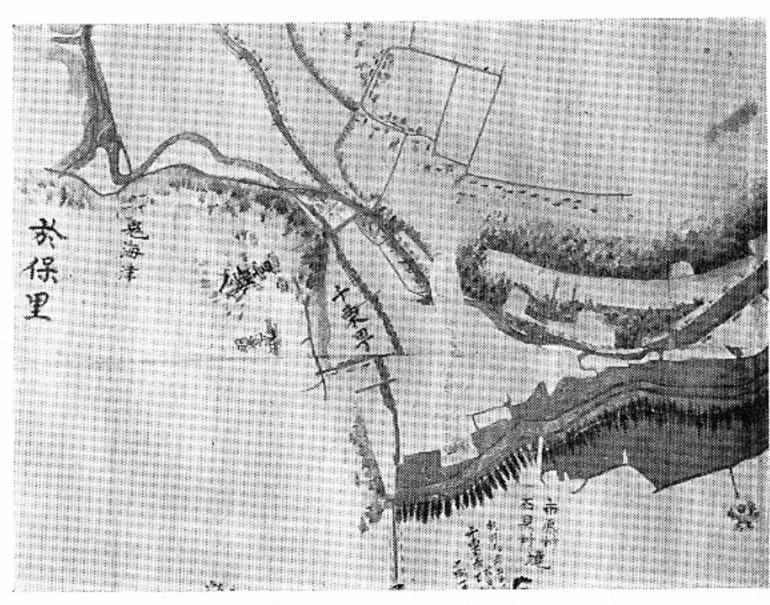
平

写真IX-15 有馬庄兵衛の平田村に対する 開墾や林山確保の功績をたた えたもの、明治35年建立 久留米藩· の乞い 71 つ そこでまず事 筑後川の治 との

579

で問題とする

ので



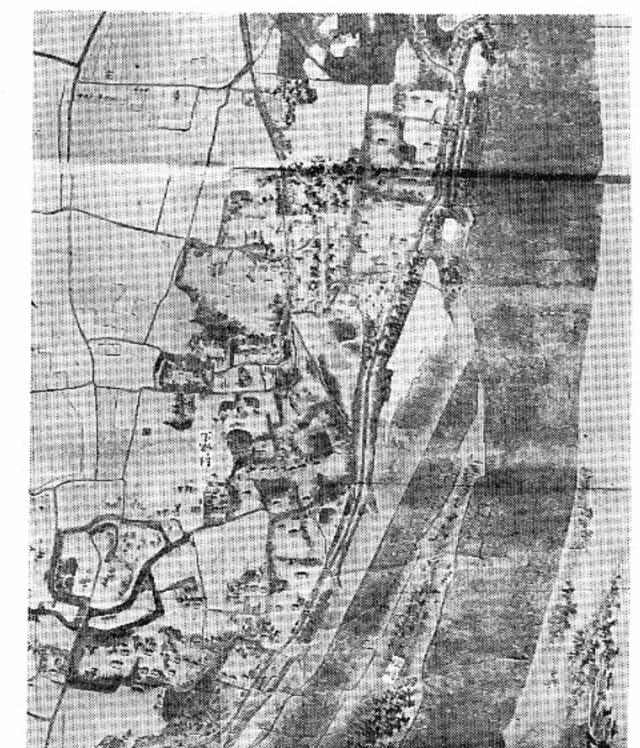
千栗土居の杉並木、この杉並木が三根郡から神埼郡江口 まで続いていた。 (天保12年御境川絵図。部分 県立図書館蔵)

堤防を に至っては貴藩全国の大患な 水を肥前国内の土地に入るこ 野等の諸村の河岸に広大堅 勢の益、 の水路を堰留て此を南に流 **人留米城郭** 西だ大にして且つ多く 天造の二は 筑後川治水の問 いずれもショ ん、とする、直、ない、満水

肥前

で 立. つ 当時 の 学識経 三藩 者 ったことが分る。 の客観的な問題提起を (佐賀·久留米·田代) 筑後河の水難の如き 天明期紛

と合併



写真IX-16 享和絵図による下野村一下部右端は篠山城 (県立図書館蔵)

のは、

誤りで

ては明ら

(写真区-した。 堤防は周 18 その状態は天保期に作成された図 🗓 堤防の東側、 このように干栗土居は佐賀領にとっては頼母しい水の護りであ これが三里余にわたって筑後川を扼しているのだから、 知のように三根郡北茂安村の千栗から発し 高さ すなわち内法には水当りの強そうなところには竹を植え、 四間という堂々たるもの で、 17 によって明ら 堤防の内側には随所に広 神埼郡江口まで蜿蜒三里 かであるが、 当時にあって ったに違い はおそらく目をそばだてる偉観 に及ぶ長大なものであった。 ない。 すなわち外法には杉並木を にも部分的には残っていた とっている独特の工法であ

害者であ 佐藤信渕は前記の治水論で けるのが久留米領であり、とくに千栗の対岸には前図でみるように、久留米藩の居城篠山城がそびえているのであるか 瀬ノ下 (篠山城下) の線が強化されるから、 しかし、それが佐賀領の治水に貢献すればする程、その反作用も広域に及ぶわけで 重要な関心がはらわれることになる。 三島・下野の村々、 肥前隄の築造に協力する筈はなく、 「鍋島家宗家と力を合わせ」 と述べているが、 とくに田代領の水田地帯である水屋、高田、安楽寺の村々が水害にさらされることになる。 したが 豪雨の際の増水は上流へ溢流 信渕の誤りで って同藩がそれに対抗するような治水手段をとると、干栗・小森野 あろう。 することになる。 宗家 (田代領) は第二次反作用の最大の被 こうして佐賀領養父郡の それを直接に最も強くう

「大川筋一件先年以来の様子」 くないうちから三藩の間で問題とな の反作用は地形の然ら の文書が残されて と書き出されてあ ったと思われる。 いるが、 しめるところであるから、 鳥栖市田代新町津田謙荘氏宅には、 田代領にとっ のは正徳五年 は正徳五年に 千栗土居 の完成 (二七一五) いてすでに多年の懸案であった に ともなって、 この問題について最も弱い であり、それには冒頭に おそらく余り長

な浜ができていた)に水当り強く、 この場合の問題は、 であった。 「正徳年中久留米領小森野村分ニ荒籠水刎等仕立られ候に付、 右の浜洪水の度でとに洗流し候」ということで、 これが田代領としての水害問題の 此方浜(安楽寺村の下の川岸に広大

出して 儀と 佐賀領は互 ようにな しの雨でも洪水となり、 るを得ないよう 享保の末年ごろになると いるから水筋は狭くなり、 った。 いにせり合いの様に罷り成り、 …そこで年来両領の大庄屋に対して荒籠水刎を引取るよう熟談を重ねてきたが うな事態になった。 (9) ても引取ることは到底覚束な ……毎年の水損では下村の百姓相立ち申さず、下 下村は年々水害が増長し、以前一丈ほどの洪水は (一七三五頃)、 水刎に植立 誠に双方意地を以つて作り出したものであるか 「久留米領佐賀領も荒籠水刎を い見込である」との田代領当役 てた松柳などが意外に茂 村の水損 つて洪水の節は は上村 一丈五 しきりに作 尺、一丈 るよ 口伝左衛門の見解に達せざ ら、今後荒籠水刎を増加す かるので、御領中一統の難 五尺の洪水は二丈にもなる かかえ、以前とは違つて少 うになり、 右述のとおり久留米領と 双方共川中へ作

そこで享保二十年から関係地先の庄屋、 田代領の申出により幕府の干渉があったものと思われるが、 そこで前後十 には止むを得な 久留米藩が荒籠水刎を削減するなら、 余年の交渉ののち延享年間に三者立会で双方から荒籠水刎の削減 久留米藩では水害とい 四〇年経つ間にまた よろ 問題の根源 大庄屋を介し つ 問題が再燃 ても当方は城下と である佐賀藩の ながらも 当方は て天明五年 その詳細および正確 ようや つでも う重大な地点 八五) 0 に応ずる であ 人が直接 旗本万 な結末 年七郎左衛門の調停立会と については不明である。 る程度行なわれる。これに との趣旨で固い態度を崩さ いう相手に下駄を預けた態 に交渉に入ることとなる。 千栗土居の脅威がある以上

つ 南坂口迄之御境江川筋、 去春願に依つて下野 り田手島村

作用水差支、 まで 内凡弐間 且土居筋手薄相成之洪水節 の 荒籠水 欠揚土居築をも相整、 つ 刎の て堤防の 問題を ζſ つ

交渉と 藩 また幕府 $^{\sim}$ の

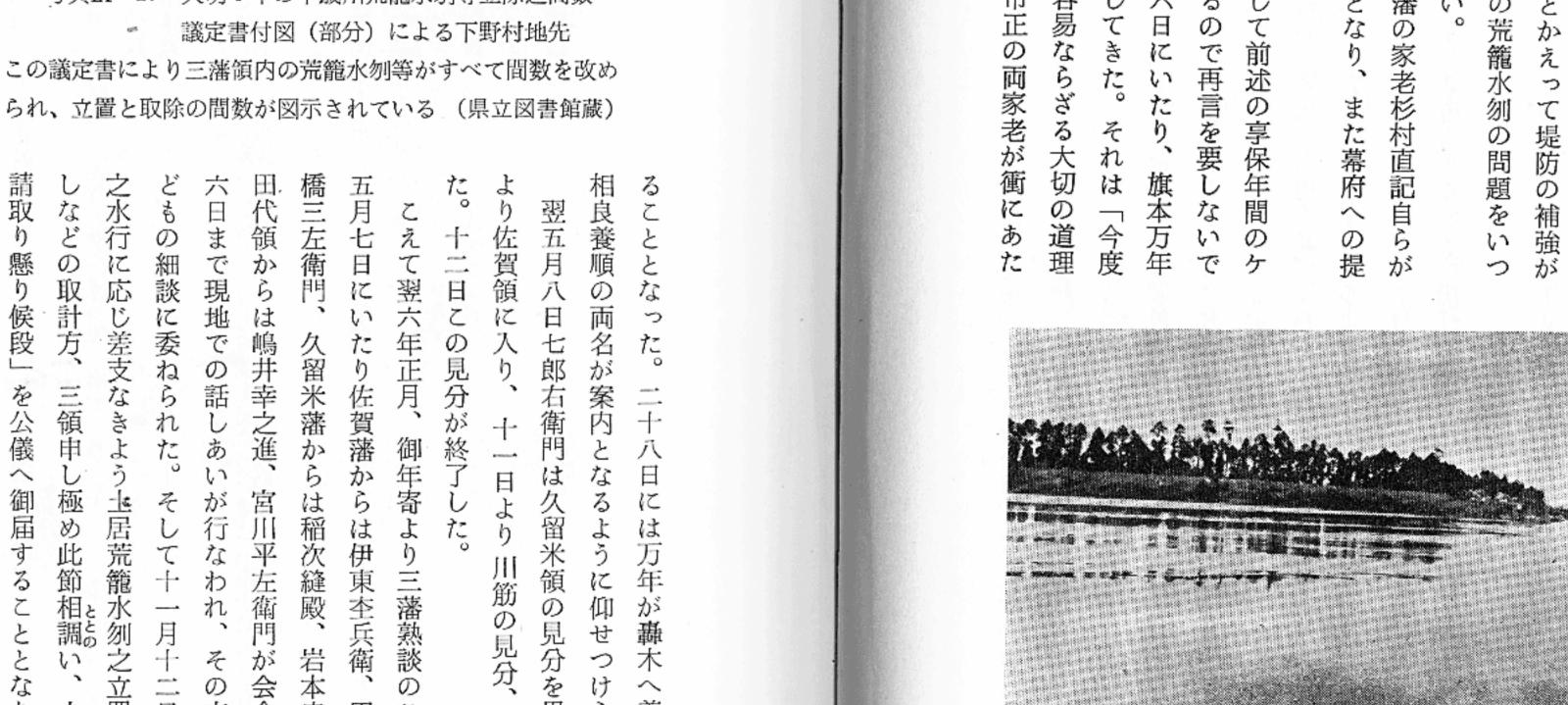
ただ同年 0 過程 (天明五年) とで鍋島安房鍋島市正の両家老が衝に と大庄屋を通じ な経過をたどる 六月二十 で再言を要

写真IX-18

大正末期ごろの千栗土居

「偉人成富兵庫」より

(千歳川南岸の坂口村杉土居から西北方向)



あ 衛門が会合、 その末は大庄屋内談役 ことが指示され と池尻道広、 八月四日から 九日柳 広川戸内、 おう落着 川領

写真区 の ૮ お 0 りで ある か 0 関係地域の分を図示すれ

の

以上が天明年間の筑後川治水事件

の顚末概要であるが

治茂の治下

に

お

け

る佐賀藩

17

「容易ならざる大切

指摘していることでも明らかであろう。 そしてなお明治になっ つ 道海荒籠ナレ た佐賀藩士南部長恒の (取除 でもって真の解決ができるわけはなか てもつづく 『疏導要書』 たとはいっても)中々 水底マテ悉ク取除ク叓叶ワス 天保五年においても久留米、 のである。 (天保五年 佐賀両藩でなお問題 つ より) 三 シテ其功ヲ空シクスル」と 年以前万年何某ト 云御旗本 前記佐藤信渕と正に年を同 はくすぶっていたと考うべ

「佐賀藩中期の財政と藩政の展開」 第十二巻 二合併号)。

- $\widehat{2}$ 『佐賀県農業史』三一〇頁。
- 3
- $\widehat{4}$ 前掲『農業史』
- 5 見解の相違がある。 「貸付方講方」はややおく なお六府方の構成部局に 正公伝』と『県史』とでは若干
- $\widehat{\underline{6}}$ 山辺勇輔 『有馬庄兵衛翁小伝』
- 7 「筑後川治水論」佐藤信淵家学全集
- 8. 9 之記録』 (津田謙荘氏所蔵文書)。
- 『泰国院様御年譜ョリ筑後川一件ニ付書抜』(佐賀県立図書館蔵)

5

ようになり、 張が崩れ始めたからである。文化も後期になると、 八代藩主治茂は文化二年 また藩内でも年貢米を引きあてに乱発していた手形 しめされたように、 に逝去したが 大阪で新 借銀高も売米量も急激に増加しつつある。 たかもその頃から佐賀藩の財政 しく借銀をしようとしても、 (米筈) の信用は暴落の一 これに応ずる商人はいない は再び困難の度を加えはじ 途をたどっていた。 それは諸事倹約の緊

たま佐賀藩の当番であったが、 に走り廻わ れるものである。 べると実はイギリス軍艦であって、 へ佐賀藩としては、 その碇泊しているものがないことを確認した揚句 ように佐賀藩は福岡藩と一年交代 享保の飢饉における失態以上の大不祥事が突発した。 八月十五日の早朝、 しまった。 小舟で迎えたオランダ商館員を捕え、 突然にオラン で長崎警備の任につくことにな ダ国旗をかかげた軍艦が長崎港に侵入してきた。 には、 薪水食糧を要求してオランダ商館に提供させ オラン ダ それは世にフェ の軍艦を捜索して湾内を傍若無人 っていた。 トン号事件と呼ば 文化五年はたま 調

っ Ξ である。 が国で そこでイギ は、事実上亡国の地位にあ オン リスは七つの海からフランスとその与国の艦船を探索しつつあった 戦争の最中であり、 つ たオラン オラン ダはナ 商館を認めて レオンに征服された結果、イギ いたことになるのである。

藩の負う を命じられるにいたった。藩の負うべきものであった。 余地はなかった。 航の予定もなく、且つ季節風の時季も過ぎたので、 も過ぎてからのことであった。 って自刄して ギリス軍艦の白帆が長崎港外に見えなくなったという報告を幕府に発し しまった。 ような事態とな そして佐賀藩としても重要な責任者二名が切腹を命じられたが のは八月の名月を賞するため茂木方面に遊山に出てい 他方、 こうしてこの事件の処理においても佐賀藩は後手に廻わり、 その命令の下に実際に警備の実務にあたる佐賀藩の派遣部隊は、 また図書頭の遺書には五項目の引責事項が列挙されていたが、そのうち三項目は佐賀 つ その警備 の最 長崎奉行の正式の許可もなく主立った役人は佐賀に帰ってしまっ 高責任者である長崎奉行松平図書頭は た者も ある。 • それも松平図書頭の自刄後四〇日 こうして佐賀藩の失態は弁解の てのち、自らの部屋に引きこも 責任を免かれることはでき ついに九代藩主斉直は逼塞 当年はオランダ船来

そこへかねて英邁の評の高かった直正が一七才にして斉直隠居の後をうけて、 ように文化文政の頃は佐賀藩は軍事的にも財政的にも内外の非難をうけ、 加えて文政十 一年にはシ (一八三〇) であった。 ボ ル ト事件が 起 5 佐 賀藩の蘭医伊東玄朴 などが まっ 第十代藩主として登場するのである。 たく 幕府に捕 動きの え られる騒ぎとなった。 とれぬ沈滞の底にあった。 この

邦武は丈一郎と たがここで有名な珍事に見舞われる。 直正は将軍に新任 明治二十四年「神道は祭天の古俗」という論文の廉で天皇制権力によって帝国大学教授追放第一号となった歴史 四郎は立石村平田村に領地を有し、 い少年の頃から直正の近侍として仕え、 の挨拶をすませた後同年三月二十二日、 それを久米邦武、中野礼四郎の著 前出の庄屋有馬庄兵衛などを被官として抱えていた中野神右衛 のち英国に留学して東京帝国大学教授となり国史を講じた 江戸桜田邸を発 『鍋島直正公伝』によって紹介しよう。久米 し T 初 め て藩 主としての入部の旅に登っ

た『鍋島直正公伝』七巻は最も権威のあ 門の子息で、 『公伝』編さん当時は早稲田中学校の校長であり、 るもの である。 久米の教え子である。 した がってこの両名の編さんし

にあたって家臣らに充分の仕度金を与えることができなかったので、 直正は再三出発を督促するけれど出発の気配がなく、夕刻に いた商人に支払いができず、それらの商人どもが行列の前に坐りこみをし 三月二十二日朝、 桜田邸を発した直正の行列は品川 に いたって近臣が恐縮して語るには、 お て昼食をすませるが、 かれらに米、 ているということであった。 味噌、醬油、 その後容易に出発しない。 藩庫欠乏のため帰国 炭薪を掛売りし

の上は大に改革を行ひ、 公其言を聞いて愁然し と嗟嘆せられ……あ や決心の容は満座の左右みな窮ひ得て悚動したりとなり。 (2)此耻辱を雪いで必ず国家興隆の大基礎を立てんとの熱情は / 国計は斯 くまでに窮迫 し居た るかとて落涙滂沱たりきとなん。乃ち帰 ここに公の肺腑に燃え、 其

当時の諸藩の常套手段で余り異例ではな りこ 政が困難のため藩債の踏倒し棚上げ等の非常措置をとったのは、 な試煉をうけたもの て大名行列が 動けな である。 しく ح 63 う 7.5 0 事態は けれども出張手当の欠配のため家臣ら おそらく前代未聞のことで 必ずしも前 はな くり だろうか。 述した安永期佐賀藩のみではなく \sim の個 八的掛取り、小売商人の坐 年少気鋭の直正として

朝未明に轟木御茶屋を発し一里余りに このようなトラブ は当日随行した直正の師傅古賀穀堂の 欣々笑を含ん で歓迎した。 があったとは で轡を控えい 目達原に到ると十二隊の藩士が馬首をそろえ、 いえ、 ながら徐々に進んだ。村田、安良あたりの村落を過ぎ し て天明となる。 行列 日記 は閨三月二十 に基づく描写であるが 直正 は領内の 七日、 轟木の宿に故国 川、 ` そのさまは靄然として雲の如くであった。 ح こで注 士民男女を親し 意す の第 一夜を過すことができた。 、きは観る者堵 るとき、観る者は垣根のよ しく見ようとて駕籠を捨て (垣根) の如 퐢



写真IX-20

古賀穀堂の「学政管見」原文

(県立図書館蔵)

穀堂の誇張ではなく佐賀藩の は当然であって、観者如堵 れらが安良、村田あたりに 農民がわざわざ土下座をす に足軽、従士、被官という である。かれらはいかに軽 封建的精神はたたきこまれ も、とに角農村に武士が多 あるのであって、前にくり ことがあるであろうか。 そ いかに期待された新国守

過程で 来、古賀穀堂の輔弼をうけて果す適確な表現と思われる。 佐賀藩の建直しを行なって明 て述べるが、 るぎない地位を確保するので は借銀整理、 手の中心はいうまでもなく その前にその政 諸事倹約、殖産

手である地方行政

つ

は藩校弘道館に

お

穀堂の

した。すなわち、それによ

主管部

局は六府方で

ともに治茂の

しては発足していたことは

地方行政の振興

九年夏、養父三根地方は 救助米を出 水に家財を失 写真IX-21 鍋島直正肖像 (県立図書館蔵) 窮民更生の資に たまたはげ 態度で行政に を荒 荒使子(農業労働者)雇入資金の 直正自ら視察してまわった程で 嘲笑を買ったことも少なくなか 苗 しその反面、余りに性急に刷 出身の養父郡担当の代官執 をうけた者は実際は村里よ も正業をしているためにそ 少壮気鋭の地方官は一方に (床) こが、その改革の実践を活 3節に指摘したような、 直正の意を体した青年官 の設置官営、 田植資

や条文万能の官僚において く適合したユニークな補助

発想できるものではなかった。

旧体制がなお牢乎として本質的には遺っていたことも否定できな 出身者が昇進して重役の交代が行なわれた天保末期ごろからようやく実績があがり、 である のような農政に対しても、 さらには藩政の改革全体に対しても、 61 そのため直正 万事ス の治政がかなり長くなり、弘道館 藩体制そのものが変化するよう ズにいったわけではなく、

能わず る藩庁では、 かぎって許可され、これ しと の害の多い土地に 一例をあげれば、 干拓地あたりの棉花も同じ運命をたどった。(5) 砂糖のごとき奢侈品を水田に栽培するは天下の大法にもとる、 で期間 当時 の延長 を奨励した結果ようやく天建寺砂糖の名を得るよう それは養父郡では下野、 讃岐や肥後天草にお は認められなかった。 ζſ 三島と正に同じ条件であろう て砂糖生産が有利なことに着 この 「天下 の大法」や「古格」 よろし 17 な つ した改革派青年官僚が天建寺村の水 た。 く古格に復して稲作を行なわしむ 甘蔗栽培を試みることを七カ年を つ いては直正もいかんともする しかるに保守派重役の支配す

ころで の造成であり、 られたことは、治茂の治世と同じであるが、養父郡とは直接の関係はない。 そこで 佐賀藩で専売制にく 今日もその名残りを認めることができる。 一天下 他は田畑以外の土地利用を高めることにある。 の大法」にもとらず、「古格」 第二には櫨栽培の奨励であり、 み入れられた国産はこの外に陶器があるのみである。 にも反しない殖産の途は 養父地方はとくにその櫨栽培の主要地帯であったことは周知のと しかも、 その改革におい 干拓地 の造成 (皿山陶器、 後者の て「国産方」をおいて櫨蠟の専売制をし は六府方の そこで以下櫨蠟についてやや詳しく P1方の一部局搦方の活動によっ石炭等を別とすれば)、一つは干 田畑以外の土地利用については、 一つは干拓地 て進

藩の奨励が行なわれたのであろう。 売制の御用問屋)を勤めた犬丸市之助家の嘉永五年の日記末尾には、 出入品とその金額を推定しているが、 こまれたと考えられる。 あるから、 所より櫨苗二万五千本御買入ニ付、 んでいた近世 平田村の庄屋で蠟絞屋の有馬庄兵衛などはその当時からこれに関係 金相納申候、右苗之儀ハ豆津、六田両所 の経済学者として著名な庄司考棋 の有利 いかと思われる 性に着目(6) から櫨栽培、 Ü しかしおそらく天保も中期までは産額は大したものではなかったらしい。 買入方心配被仰付、 本格的にその増産に乗り出 もとよりこの東目 (江島村) 蠟はむしろ輸入品の中に含まれている。(7) 蠟生産が行なわれてい へ水揚候て、 は その著 則筑後田主丸町庄屋宅 村々 「倹法富強録』 の地域は筑前、 たことは推察に難くない。 へ配当ニ相成申候」とあるので、おそらくこの頁から(8) 田主丸町庄屋宅へ罷越、右苗壱本ニ付五厘ツヽにして た時期は正確 「古日記よ (7) (天保三年) において、 藩の統制が始 り写」として「天保十四年夘二月代官 また幕末江 筑後および田代領と相接しているので 請元に指定された犬丸市之 かが、 つ 島村にあって生蠟請元(専 てからその支配網にくみ 享保・元文(一七三 当時の佐賀藩の輸 有田に住

けれども藩が代官所を通じて櫨苗を購入し、 ったかと思われ る。 ۲ のよう ۲ な措置 れを村々 は 当然に に配当するような措置に出たの 櫨実の買占、 の 買占 は、 について藩の強力な介入を さかのぼるとしても天

五年 (一八五二) には長崎会所に対し紅毛向輸出品を出すに至っている。 の請元として東目 製蠟統制機構は、 一名 (氏名不詳) がおかれたの (江島村) 藩主直属の会計 に犬丸市之助、 である。 局で これが実際の蠟絞屋を監督 西目 (伊万里) る御懸硯方 (後述) に武富儀八、 ح 鹿島私領に永松善左衛門、 生蠟請元をおき事業の統括 製品をも扱うわけで、 嘉永

の請元の支配に属す る四地域のうち、 最大は東目山麓地帯であ つ て、 犬丸家 の 監督に属するのは、 養父郡

このうち平田村の絞屋が である。 は請元の取扱量は櫨実二五 その他一五の合計二四町村

う統制の過程をたど 杲儀神埼郡下石動村罷在、れがし 作方片手に晒蠟被差免置候」 さらに情勢によって晒蠟製造も請元が 晒蠟製造は請元から再び農民 (農民へ枦苗植付強制) 櫨実の絞屋へ ように兼業の形をとっ が配給されるのであって、 阪あるい 生産 請元の 、は長崎へ 多くの場合、 生蠟買付と その農民は の販売を 実態



絞り \Box ウ 初絞りのカスを砕き、コシキにうつし(上) 二番絞りをする 「栽培経済問答」第2号



写真IX-23 犬丸家日記(犬丸一衛氏蔵)

は蠟紋屋であ に特許を得た上での ことであ

つ

つ ように

> 表IX-7 有馬家晒蠟製造高 文政12年 3,657斤 6,935 天保1年 5,094 6,071 5,023 1, 165 2,933 6,670 2,005 5,794 6,725 3, 231 3,177 2,344 13 4,742 14 5,990 弘化1年 3,419 2 3,858 1,804

1) 有馬家史料「晒蠟

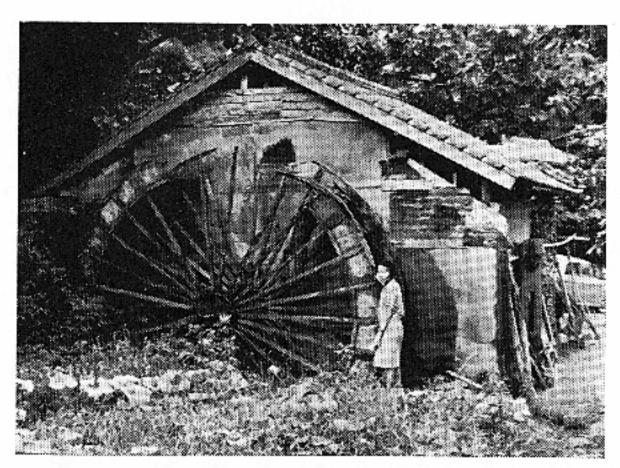
幸氏作成。

煮込帳」より木原溥

七人の どれ程のものであ 日雇を使 が関与 安政七年に の のである。 で性格を異 また間接ながら藩財政にどれ お 1, 17 て ۲ そ の て 家で の活動の の 端をう 製造 ۲ 0 は め の 常雇と二人の日割奉公人、 で表示したまでである。 なしたかについては後に簡 別に本来 の生蠟絞りが行

は立石村 を行なう なわ の賃挽きは写真区 で 0 つ 明治時代の話で 車屋と呼ばれた水車業に しめすように免許制となって はほとんど三養基郡 三軒の車屋が 大麦裸麦ばかりではなく は筑後からも製粉の委託に おく。 とも弘化年間においては免 この水車が養父郡佐 あった。 この車

土地制度の改革で こ) けん現代においても学問的 要な事業は世に均田制度と 農業の保護育成に力点をお 設(御囲苗、 田植資金等々)



写真IX-24 立石町最後の水車

(昭和35年頃、牛島剛市氏宅)

よって地主とは名ばかりで

当時これを「加地子バ

支払の停止、

ならびに小作

すなわち、

今後一○年間、

翌年十三年寅年にはさらに

内容も十ヵ年相対借銀米

向う五ヵ年小作料(加地子)

保十二年(一八四一)この

くに疲弊の甚だしいのは伊

その原因は富裕なる

郷村を以つて御国本の筋

べることとする。

は所有地の二五葯の所有を認め 田畑三〇町以上所有す は文久元年 伊万里地方 写真IX-25 立石村における水車切符

た措置

で

居住し

「水車壱軒立石村伊勢太夫右水車被 指免候自然無切符仕 邹候者於有之者 縦仲ケ間可申出候也 弘化二年巳十 成松万兵衛」とある。

(長忠生氏蔵

ゆる自作農創定となったのであろう。 たことは注目に値 その外にも事情 文払停止につづ 小作地とい つ 1 く自作農創 ても新田 するので これを つ て

国家社会主義と評 って まで農商の分離にあり、 れを隷農制再編成、 みられ たが 封建反動と れ程封建制 商人の土

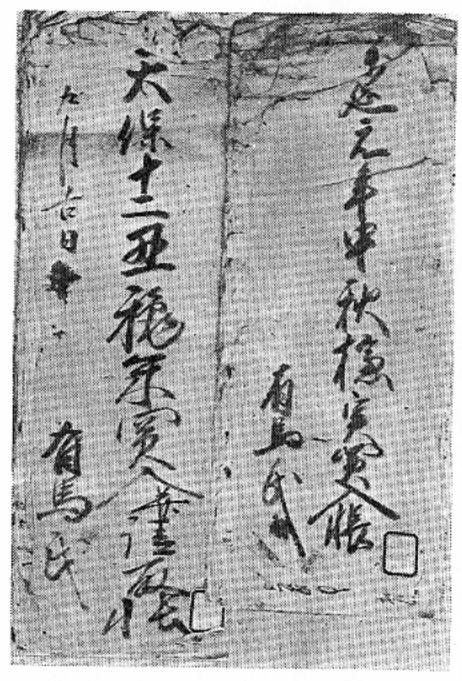
な近代科学技術の研究や軍

備整頓の

地所有を禁じたのである。

ら農業を経営 郷村を以つ 地主とし て農産加 の重要な 生産力の培養を基本とする その時点での調査では養父 同時にそのことは 人地主と

つ て 一言し なけ 佐賀藩は文 化年間 0



写真IX-26 製蠟関係文書の一部 有馬庄兵衛は蠟絞屋として櫨実を買集 めただけでなく、米の買入れや貸借、 小作米の収入もなしている

まねば

ならぬ課題でもあ

の傾向で

向上は必至

勤王攘夷

汚名挽

党良資金念出の財政的機構を用ったといい、上と財政改革とは表裏の関係にあるので、れには資金の必要があった。そこで軍事でれには資金の必要があった。そこで軍事

Ø

一家に必要な年貢米をもうけ

写真IX-27 安政二年、佐賀精錬方広場での蒸気機関車模型の運転図 (県立博物館蔵)

の驚異を解

ところ発見され てはいない。(13)し残念ながら御懸硯方は藩主の内帑にかかわる特別会計であし残念ながら御懸硯方は藩主の内帑にかかわる特別会計であ その数字なり記録なりは今

精煉方を設け本格的な製造に着し、 は雛型の製作が の年である。 取入方御役所 そこで天保の末年に 火薬砲術および銃器製造に着手した。 安政元年 17 るとかねて奨励して 例えば犬丸市兵衛 八五四) され (写真IX ており、 には蒸気機関の製造の見とお 翌六年には幕府から大砲五 れらの専売益金が御懸硯方の重要な財源 (市之助跡) た蘭学学習の成果が次第に実っ 嘉永三年 (一八五〇) の蠟貿易の書類 〇門 しがつき、 の発注をうけた。 は には、 すべ 蒸気船、 7 てきて、 反射炉 御懸硯方き で 蒸気 多布施に反射炉を築いたのはこ を築 まず あっ (き大砲を鋳造、同五年には 弘化三年 (一八四六) 火術 たはその 機関車製造に着手、 たことは明らかであろう。 一部局である器械 翌年に

また翌二年に た伝習生のうち、 成績良好なりき」 は長崎に幕府の海軍伝習所が開設せられ (15) 佐賀藩士が圧倒的に多く、 とい 且つ多少とも蘭学の素養があ オラ ンダ 海軍の 指 導 をう つ たの で とにな 佐野常民以下「佐賀藩士の ったが ` 全国から集

工業技術界では旧佐賀藩士が て明治維新に際し この点は認識を改め 自らのものとして技術を作 砲を備え ては、 きわ めて重要な地位を占めて 佐賀藩は幕府に次 の雄藩に おどり り上げ た幾多 出 いで第二 たので の科学者が生れ育ち いたことである。 ある。 の海軍 注意すべきこ 力を有 従来政治家や つ 陸 ح つ では あ 上野 っ ح ことで、明治初年のわが国 れらの軍備充実の蔭には近 戦争で武名をとどろかせた 人のみがしきりに強調せ

佐賀藩海軍 の精鋭陽春丸の艦長として函館戦争に偉功をた 草創 期の 日本海軍建設の一翼を

するまで終始斯界を指導し、 の草分け った石井忠亮 となったことにある。 一方では工学博士中野初子 (貞之進) すな (娘 キ わち今日 が最も著名である。 なわち、 の電話からテレ 養子とな の東芝の創設者) (小城の 明治五年海軍 人 った。 ビまで 彼は天保 の学問と、 の技術が陰に陽に助 を辞し の発達の路線を築き上げ 他方では田中 て電信権頭 田江 久重 つ (久留米の たので たもの 以後同 ろ日 伝右衛門の三男として生れ、 と思われる。 る。 人 本電信技術・電信工業建設 二十年逓信省電信局長を辞 直正に仕え精練方の技 彼のこの功績の蔭には Ø,

校で教鞭をとっ むしろ全国的にも有名 ·村雅忠 な古賀朝陽、 (忠太夫)等が知ら ては、 立石の人で出でて藩校弘道館の教授となり、 轟木の人で直正 れている の侍医で つ 『復古傷寒論』『朝陽詩集』の著者と 後は帰郷して一時轟木小学

なっ 一家をな 郡会議員など公事にも活躍し し多くの門弟を育て た。 その 詩 た麓村の は 『精水遺稿』として は、 代々獣 残さ

島直正公伝』 第 五五頁、 同第二編 口 三九三頁。

- (4) 山田竜雄『佐賀県農業史』三七頁。
- (5)前掲『公伝』第二編 三九七頁。
- (6) 森錦州『肥前国史』一二頁。
- (7) 庄司考棋『儉法富強録』(佐賀県図書館写本)
- (8) 鳥栖市史資料編 第四集『鳥栖商業史料』一九一百
- (9) 前掲『佐賀県農業史』四二頁。
- 10)佐々木哲哉『鳥栖の民俗』(鳥栖市史研究編 第四集)

- $\widehat{\underline{13}} \ \widehat{\underline{12}} \ \widehat{\underline{11}}$
- になったという(同書 三四二頁)。『佐賀県史』下巻によれば、安政元年には『代品方』が設置され、蒸気船その他の購入資金にあてる国産品を扱うこと『佐賀県農地改革史』上巻 二八九頁。芝原拓自『明治維新の権力基盤』六七頁。主として小野武夫『旧佐賀藩の均田制度』『県史』による。
- 鳥栖市史編纂委員会『人物録』北野孝治『長崎県郷土誌』二七頁。主として前掲『直正公伝』第四、五編による。主として前掲『直正公伝』第四、五編による。
- $\widehat{\underline{16}} \ \widehat{\underline{15}} \ \widehat{\underline{14}}$

X 鳥栖地方の明治維新